

平成18年第1回
城里町議会定例会会議録 第2号

平成18年4月28日 午前10時00分開議

1. 応招議員

1番	河原井 大 介 君	10番	寺 田 和 郎 君
2番	関 誠一郎 君	11番	三 村 由利子 君
3番	阿久津 則 男 君	12番	松 崎 信 一 君
4番	桐 原 健 一 君	13番	小松崎 三 夫 君
5番	飯 村 吉 伊 君	14番	鯉 淵 秀 雄 君
6番	小 林 祥 宏 君	15番	根 本 正 典 君
7番	玉 川 台 俊 君	16番	阿久津 尚 一 君
8番	南 條 治 君	17番	小 坏 孝 君
9番	杉 山 清 君	18番	小 林 宏 君

1. 不応招議員

な し

1. 出席議員

1番	河原井 大 介 君	10番	寺 田 和 郎 君
2番	関 誠一郎 君	11番	三 村 由利子 君
3番	阿久津 則 男 君	12番	松 崎 信 一 君
4番	桐 原 健 一 君	13番	小松崎 三 夫 君
5番	飯 村 吉 伊 君	14番	鯉 淵 秀 雄 君
6番	小 林 祥 宏 君	15番	根 本 正 典 君
7番	玉 川 台 俊 君	16番	阿久津 尚 一 君
8番	南 條 治 君	17番	小 坏 孝 君
9番	杉 山 清 君	18番	小 林 宏 君

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 金 長 義 郎

助 育 長	役 長	岩 間 伸 博
代 表 監 査 委 員		三 村 亮 一
総 務 課 長		一 木 邦 彦
企 画 財 政 課 長		河 原 井 宗 蔵
税 務 課 長		加 藤 木 昭 博
町 民 課 長		加 倉 井 一 史
保 険 課 長		三 村 敏 男
健 康 福 祉 課 長		盛 田 守
産 業 振 興 課 長		松 本 秀 利
都 市 建 設 課 長		飯 田 修
下 水 道 課 長		小 林 修 一
会 計 課 長 (収 入 役 職 務 代 理 者)		阿 久 津 和 文
水 道 課 長		横 田 栄 子
農 業 委 員 会 事 務 局 長		松 崎 栄
教 育 委 員 会 事 務 局 長		高 橋 洋 造
		海 野 勝 美

1 . 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	田 上 勤
主 任 書 記	加 藤 木 美 智 子
書 記	桑 野 智 弘

1 . 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成 1 8 年 4 月 2 8 日 (金 曜 日)

午 前 1 0 時 0 0 分 開 議

1 . 付議事件

一般質問

1 . 本日の会議に付した事件

一般質問

午前10時00分開議

議員の出欠

議長（小林 宏君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は18人です。

開議の宣告

議長（小林 宏君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
なお、説明のため、町長、助役、教育長、代表監査委員、課長、局長がそれぞれ出席しております。

傍聴人9名を許可いたしました。

発言の訂正

議長（小林 宏君） ここで、4月21日、町長から提出されました平成18年度施政方針について、本日付をもって訂正したい旨の申し出がありましたので、これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） ご異議なしと認めます。よって、町長から、平成18年度施政方針訂正の理由の説明を求めます。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 去る4月21日の施政方針を申し上げた中の字句について訂正をお願いを申し上げたいと思います。

施政方針の16ページ、下から8行目ではありますが、70歳から75歳までを前期高齢者ということで申し上げておりますが、国保では70歳から74歳までを前期高齢者というふうな呼び方で呼んでおりますので、その75歳という部分については74歳であります。また、一般的には65歳から74歳というものを前期高齢者とそういうふうな呼び方でしておりますので、統一をいたしまして、65歳から74歳までを前期高齢者ということでご訂正をお願いを申し上げたいと思います。

おわびを申し上げまして、訂正方お願いを申し上げます。

議長（小林 宏君） お諮りいたします。

ただいまの平成18年度施政方針の訂正の件は、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） ご異議なしと認めます。よって、平成18年度施政方針の訂正の件は承認することに決定しました。

一般質問

議長（小林 宏君） 本日は、一般質問から入ります。
それでは、通告第1号、7番玉川台俊君の発言を許可いたします。
7番玉川台俊君。

〔7番玉川台俊君登壇〕

7番（玉川台俊君） 平成18年第1回議会定例会に当たり、通告によるところの一般質問を始めます。

まず初めに、収入役について伺います。

地方自治法第168条第2項に「市町村に収入役1人を置く、ただし、政令で定める市及び町村は条例で収入役を置かず、市町村長または助役をしてその事務を兼掌させることができる」と規定しております。県内の多数の市町村で、会計事務の電算化により専任ポストの必要性が薄れている等の理由により、収入役を置かない傾向がございます。私も昨年収入役の承認を求めた議案に対し、専任ポストの必要性と人件費の負担の観点から反対した経緯があります。

折しも、現在当町において収入役が健康上の理由により辞職し、空席となっております。そこで、この際、人件費削減を考え、収入役廃止条例を制定すべきときと考えますが、このことについて町長はどのようにお考えかを伺います。

次に2番目は、健診事業について伺います。

さきの臨時議会において、医療費給付の伸びを抑えるために、予防の観点から健康事業を充実させていく趣旨の執行部答弁がありました。予防や初期治療が医療費削減に重要な役割を果たすことに異論はありませんが、当町の健診には、歯科の分野の検査項目がありません。自分の歯を多く持っている人ほど健康で医療費の負担も少ないという調査結果があります。一例ではございますが、兵庫県で70歳を対象に行われた調査結果では、自分の歯を20本以上持っている人に比べ、そうでない人の治療費が平成13年から4年間のデータによりますと、平均で22%以上の医療費の支出が多いという結果がございました。このことから、実際に歯科検診を取り入れている自治体もあり、当町において健診事業に口腔衛生の検査項目を加え、充実させてはいかがかと考えますので、町長の考えを伺います。

3番目は、診療所運営について2点伺います。

初めに、国保会計で医療費の給付が伸びている中で、診療所の収益が減少している傾向が17年度の補正予算から見てとれました。本来、給付と収益は比例関係にあるべきと思わ

れますが、反比例している現象について町長はどのように理解されているのか伺います。

2点目は、4月1日より医療報酬の制度改革により、医療報酬が引き下げられました。引き下げ率は医科歯科合わせ名目で3%を超え、実質では5から8%の医療報酬の引き下げになるともいわれております。

前年と同様の診療所収入の減少と今般の報酬引き下げを合わせると、全体で前年比5から10%の収入減が想定され、診療所運営の体制に変化がなければ人件費等の自然増により、全体として収支の悪化が必然的に考えられますが、このことを町長はどのように考え、赤字を抑え込む考えか伺いたいと思います。

4番目は、コミュニティバスについて伺います。

コミュニティバスの運行は、合併協議において運行が合意されている事項でありますがいまだに計画の全容が見えておりません。我々議会としては、町民に説明するにいたしましても、具体的な内容の情報がなくては説明もできませんので、コミュニティバス運行計画の進捗状況をお聞きするものでございます。具体的に運行経路、初期投資費用、運行経費等でできる範囲で詳細にお聞かせ願いたいと思います。

また、2点目としては、スクールバスとしての活用は構想にあるのかどうかをあわせ伺います。バスの利用者に受益者負担等があるのかどうかによりますけれども、子供たちの安全な登下校を考える上で、バス利用が考えられます。そのときに、子供たちに受益者負担が発生するのか伺いたいと思います。

5番目は、教育行政について3点伺います。

1点目は、本年度高校入試の結果から、当町の中学生の学力をどのように考えているのか、また、学力の向上を緊急に図る必要があると思われませんが、教育委員会はどのような考えか伺いますとともに、どのような学力向上に向けた方策を検討されているのか伺います。

2点目は、5月1日で創立49年を迎える常北中学校が老朽化が激しく、生徒や父兄から建てかえの要望が強くあります。常北中学校生徒会が桂中や七会中は既に建てかえを済まし環境を整えた、ならば常北中にも快適な学校生活をということで、生徒、先生の意見をまとめる目的でアンケート調査を行っております。その意見の中には、廊下の問題、教室の雨漏り、トイレ、水道、階段の傾き、床のでこぼこ、壁のひび、上の階の騒音等さまざまな問題があり、早急に建てかえ、教育環境を整備し、学力向上を図る必要があると思いますので、建てかえの考えはあるのか伺います。あるのであれば、計画の概要を伺いたいと思います。

3点目は、小学校の統廃合、再編について教育委員会はどのような考えを持っているのか、委員会での検討はされているのか伺いたいと思います。

6番目、国道のバイパスについて2点伺います。

バイパスは町の活性化のためにも早期完成が望まれます。また、バイパス計画地内に住まわれている町民の方にとっても、近い将来移転せざるを得ないことから、事業の計画の

進捗について気がかりなことでもありますので、進捗状況について伺うとともに、事業がおくれがちと思われますので、その理由等もあわせて伺います。

2点目は、町道1032号線は、通学路として多くの児童が利用していますが、車両が通過時に避難場所がなく危険な状態のまま放置されております。この町道は、過去において都市計画の計画地内にあり、区画整理にあわせて整備されるという理由で整備されず、また、計画の中止を受けてもバイパスと接していることから、バイパス整備まで放置されるのかどうか伺いたいと思います。

この町道には、年々住宅がふえる傾向にあり、子供たちの安全を考え、また、消防法に照らし合わせれば4メートルの幅が求められると聞いておりますけれども、現実には車1台が通過できる程度しかないことから、早期にバイパスに先駆け、できるところから拡張整備を進めるべきと考えますので、町長の考えを伺います。

7番目は、学童保育について伺います。

学童保育に対する要望が強いことはご承知のことと思います。この件について、県が従来の3年生以下の児童に限らず、全学年を対象にした学童保育に対する運営費の助成制度を創設するということが新聞等で報道されておりましたけれども、これを受けて当町では要望の強い保育所の増設を図るべきと考えますが、増設の計画はあるのか伺います。

8番目は、最後に、原子力発電環境整備機構(略称NUMO)が、放射性廃棄物の最終処分場を全国の市町村に公募していることについて、町長としての考えを伺いたいと思います。

最終処分場は、候補地に応募しても候補地としての活断層や火山との位置関係等の予備審査があり、さらに文献による調査に始まり概要調査、精密調査が行われ、最終的に選定されるわけではありますが、すべての調査に25年程度、さらに建設に10年程度を要し、処分が開始され、50年程度操業後、施設の解体に10年と、実に100年にわたる計画であります。

25年にもわたる調査が終了し、その後この事業には地元発注額7,400億円、生産誘発効果1兆7,000億円、雇用誘発効果として延べ13万人の雇用が見込まれ、固定資産税として50年間では年平均27億円、総額で1,600億円が見込まれていること、また、現時点としても調査が開始されれば、文献調査期間中は年額で1億円程度、概要調査期間中は年額10億円程度、精密期間中においては国において今後検討ということですが、総額で数十億円の電源立地地域対策交付金が受けられること、また、町長は施政方針で商工業の振興に触れ、企業誘致は雇用の場の提供、町民所得の向上、消費人口の増加が期待されることから優良企業の誘致に努める、さらに、行財政運営においては基金を取り崩し予算編成をしていることから、自主財源の確保に努めると発言されておりますことを考えれば、町の将来を見据え、まさに優良企業誘致の観点から、応募すべきものであると思いますので、町長の考えを伺います。

また、NUMOは2002年12月に処分場の公募を開始し、全国の市町村などに公募関係資

料を発送しております。町長は桂村長時代に、公募の案内を受けていたことと思われませんが、どのようなことが問題としてあり応募をされなかったのか、あわせて伺いたいと思います。

以上をもちまして、第1回目の質問を終了いたします。ご清聴ありがとうございました。
議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 7番、玉川議員からの一般質問にご答弁を申し上げたいと思います。
第1番目には、収入役の件であります。

地方自治法では条例で収入役を置かず、町長または助役をしてその事務を兼掌させることができるとあるが、会計事務の電算化、専任ポストの必要性等が薄れている中、人件費削減を考え、収入役廃止条例を制定する考えはないかということであります。

議員ご指摘のとおり、地方自治法においては収入役1人を置くということで規定をされております。町村に限っては条例で定めれば、町長または助役が兼務することができる規定になっております。今回の収入役の退職とそういうこともありますが、今後、収入役を選任するかどうかということもありますが、現在、国において地方自治法の改正が行われております。出納長及び収入役の廃止、それから、会計管理者の設置、監査委員制度の改正、財務に関する制度の見直し、議会制度の改正、吏員制度の廃止等、大幅な自治法の改正が予定されておる中であります。そういう中で、平成19年4月1日に施行されるのではなろうかと思いますが、それらに先立って、現在のところ収入役を廃止する条例を提案するという考えはございません。

なお、今年度においては、既にご承知のとおり、会計課長を収入役職務代理者に選任をしております。今後は当面この執行体制で執行していきたいと、そのように考えております。

次に、健診事業であります。

口腔衛生についての健診項目を加えて充実させる考えはないかということですが、介護保険法の制度改正に伴って、今年度から65歳以上の高齢者については、健診の項目に口腔内の視診による衛生状態の確認が必須項目に含まれ、口腔機能に関する質問という項目が入ることになっております。

口腔衛生の健診については、旧七会村で13年から15年に医療機関に委託をして集団健診の中で歯周疾患検診等を実施したと聞いておりますが、希望者が案外に少ない、受診率が低いとそういうことで、16年度はとりやめたとそういう経過も聞いております。このようなことを踏まえまして、健診という方法をとらずに健康相談、健康教育等の機会に歯科保健指導の強化を図り、歯と口腔の健康づくりに関する意識の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、診療所の運営であります。

国保会計の中で医療費が伸びる中、診療所の収入が減少しているということに対しては

いかなものかというご質問かと思えます。

基本的に私は、国保の医療費は国保加入者全体がいろいろな医療機関でかかるということで、東京でかかる人もあるでしょうし、水戸でかかる人もあるでしょうし、そういう中で医療費が伸びている、そういうふうにとらえておるわけでありまして。診療所の収益については3月末で減額補正をいたしておりますが、サービス向上等に努めながら、診療収入を伸ばし、また、経費等の節減に努めてまいりたいと思えます。

国保特別会計事業勘定においては、平成17年度当初予算に対して18年度は予算が伸びているということでありまして、国保の特別会計施設勘定の診療収入は減少しておるということは確かに事実であります。18年度の医療費の方は10億1,530万3,000円、前年対比6,751万7,000円、4.9%の伸びを国保の方の医療費では見ております。特に退職被保険者等医療給付費においては3,350万7,000円、12.7%の伸びが見込まれておるわけでありまして。長期にわたる景気低迷、そういうもので国民健康保険に加入してくる方が多いというふうなこともありまして、医療費が増加をしているのではなかろうかと思っております。

次に、医療費の医療報酬の制度改正によって減収になるのではなかろうかというご質問でございます。それに対してどう対応していくのかということでありまして、施設勘定におきましては、入院収入で1.8%、外来収入で2.7%の伸びを見込んでおりますが、全体的には収入を伸ばすというふうな考えで予算を計上いたしたところであります。医療報酬の引き下げ、そういうこともありまして、非常に目標はなかなか難しいところにあるのかなと思えますが、経費節減、そういうことをしながら収入と支出の乖離を少なくしていくと、そういう努力をしてまいりたいと考えております。

続きまして、コミュニティバスであります。運行計画の進捗、構想の内容等についてということでありまして。

コミュニティバス等の新たな交通システムの整備につきましては、高齢者の足の確保や交通弱者の交通手段を確保するという観点から、合併建設計画に位置づけ、重点事業の一つとして取り組んできたところであります。

初めに、進捗状況であります。これらの交通システム研究会という検討組織を立ち上げまして、調査研究を行ってまいりました。その中でアンケート等もとりまして、需要予測をしたところ、1日当たり84名ぐらいの利用が予想され、これらに対して現行維持型、町内全域のデマンド交通システム、幹線コミュニティバスと地区内デマンド交通システムの3案について検討をしまいったところであります。

検討の結果、最も便利が高く経費負担等も考慮して、町内全域をデマンド交通システムいわゆる乗り合いバス、タクシーのような形でありまして、そういうものを新たな交通システムとして導入するというので、その方針を固めてきたところであります。

初期投資費用は2,440万円を見込んでおります。これらについては、そのうち2,400万円は、合併市町村の補助金を充当するという考えであります。タクシー並みの便利さをバ

ス並みの低料金で利用できるシステムでドア・ツー・ドア、個人の家からその目的地までということで、そういう送迎に複数の方が乗り合いで利用すると、そういうことで進めておるところであります。

このデマンド交通システムの導入に伴いまして、茂木町と共同で委託、いわゆる茨交バスが運行をしておりますが、委託運行しておる代替バス、また、やまゆり荘、桂老人センターへ運行している福祉バス、診療所の患者輸送車等は、これに試行期間が経過して本格的になれば、廃止をする方向で検討をしておるところであります。

運行経費としては年間約2,000万円程度を見込んでおります。利用料金は町補助金での運行を考えており、現行の予算の範囲内で運行できると考えております。現行の運行の場合、代替バスで654万2,000円を茂木の方のバス運行にかかっておりまして、また、525万5,000円が増加されるということで、それらだけで1,179万7,000円がかかるとそういうことであります。また、診療所バス等につきましては、1,104万1,000円、福祉バスについては287万1,000円の運行経費がかかるということになりまして、対費用についても十分検討をしまいったところであります。

運行時間につきましては、午前8時から午後4時までと考えておりますので、利用者は登録をして、30分前までに予約をしていただくということになります。それらによって配車をして運行することになりますので、平成19年1月に試行運行ができるように進めてまいりたいと考えております。

利用料金等については、運行委員会の中で協議決定してまいりたいと考えておりますが、1時間に1本程度の基本ダイヤを想定して、行き帰りの利用料金については、他の市町村等の例を見てもみますと、300円ないし200円ぐらいで運行をしておりますので、そういうことも利用料金の設定の参考に考えておるところであります。

なお、運営主体につきましては、今後協議してまいりますが、社会福祉協議会が運営主体になれるようなことで協議を続けてまいりたいと考えておるところであります。

また、スクールバスとして活用できないのかということですが、日中の交通の弱者といたしますか、そういう方を基本的に考えておりますので、現在のところスクールバスとしての利用は考えておりません。先ほど申し上げましたように、利用については受益者負担は伴うということであります。

続いて、教育行政であります。本町の中学生の学力をどう考えるのか、学力向上対策は緊急の要件ではないでしょうかということでもあります。

学力の件につきましては、やはり町民全体の関心事でもあり、学力向上は町民全体の願いでもあります。子供たちの学力をどう高めていくかということが大切であると思っております。私としてもできるだけ配慮をして取り組んでいく考えであります。詳細につきましては、教育長よりご答弁を申し上げたいと思っております。

次に、老朽化した常北中学校の建てかえを早急に進める必要があるのではないかと

ことであります。ご指摘のように常北中学校については老朽化が進んでおる、昭和35年、36年に建築をされたということで、かなり年限が経過をしておるのは事実であります。これらについては、具体的には19年度から推進をしてまいりたいと考えておりますので、これについても、詳細については、教育長の方からご答弁を申し上げたいと思います。

次に、小学校の再編の問題であります。

もう既に人口減少、少子化の時代に入っておるわけです。学校の再編成については、それらを通じて将来を見たときに避けては通れない問題ではなかろうかと認識はしております。

ことし年度中に行政懇談会、そういうものを各学区ごとに開催をすると、昨年やる予定ではできなかったんですが、そういうことを通じながら、そういう中でも地区の方々のご意見、また、PTAや保護者の方のご意見、本当にどういうことを真実訴えているのか、そういうことを聞きながらそういうことを集約して取り組んでまいりたいと思います。これにつきましても、細部については、教育長の方からご答弁を申し上げたいと思います。

次に、国道バイパスについてであります。

早期の完成が望まれるのに事業がおくれているのではないだろうかというご指摘でございますが、国道123号、桂常北バイパスにつきましては、那珂西地内より粟地内までの全長7,600メートルが計画をされております。県では平成8年より路線測量及び詳細設計を実施推進し、現在に至っておりますが、なお、国道123号の石塚田町地内より石塚の片山地内の県道日立笠間線までの延長1,150メートルであります。これについては今回の合併特例債事業として、町の事業として市町村幹線道路緊急整備支援事業の中で整備していく、通称池の内片山線によって17年度より平成23年度までの事業として進めておるわけです。現在、町その部分については事業進捗状況は9%くらいであります。これら早期完成を目指して事業を進めてまいりたいと思います。

また、県の事業によります石塚から上坏地内までの延長1,300メートルについては、石塚地内の一部用地買収補償に入っております。上坏についても今後用地測量を進めていく中で、買収事業に入っていくものと思われております。県の方へも要望をしながら、全線が早く開通するように努めてまいりたいと考えております。

次に、町道1032号線ということですが、これは国道123号石塚小学校から田町の交番と並行して走っているような北側の町道であります。非常に道路が狭いということですが、路線の改良整備計画については、当然改良すべき道路であると思っておりますが、排水整備計画等も一緒に考えていくということになりますと、流末排水を前段申し上げました123号のバイパスの問題と絡んで、排水整備をしていかなければならない地形の道路であります。これらに接続をしながらしていくということになりますと、バイパス整備が進んで、それらに接続していくということになると思っておりますので、バイパス整備が先になるのではなかろうかと考えておりますが、再度検討をしながらできることから当然整備をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、学童保育であります。県が保育所運営の補助を出して、学童保育を充実させるとそういう方針を出しておるわけでありまして、現在、町で実施している学童保育事業は、放課後児童健全育成事業によって、常北地区4カ所で小学校1年生から3年生までを中心に実施しております。この事業は開設日数、児童数によって補助基準額が異なりますが、国庫補助の場合、補助率3分の2、県単の場合は補助率2分の1ということで運営をしているわけでありまして。

茨城県では、平成18年度茨城キッズクラブ事業を新設いたしまして、小学校1年から6年の全児童対象で市町村が小学校の空き教室等の施設を利用し、放課後の居場所づくり事業を補助するという打ち出しでおるわけでありまして。開設日数、児童数によって補助基準額が異なりますが、県の補助事業として補助率が2分の1ということでありまして、県全体で10カ所程度の採択ということでありまして、その補助額というのはそう多くないと思います。

本年度町では、放課後児童クラブ事業を常北地区4カ所で小学校1年から3年を対象に現在継続する予定であります。未実施地区への拡大を模索していたために、本年度中にそれら未実施小学校の全児童保護者を対象に、調査要望等を取りまとめながら要望に沿うような次のステップに踏み出していきたいとそういうふう考えているところであります。

次に、NUMOの最終処分場の公募についてということでありまして。

いわゆる高レベル放射性廃棄物の最終処分場の問題であると思います。原子力発電環境整備機構においてこれを公募しておるわけでありまして。議員ご質問の中で、2002年に公募をしたとき、桂村長であってなぜ手を挙げなかったんだというご質問が最終出ておりますが、私は2002年のその公募についての文書を見た記憶がありませんが、例えば見たとしても、そのときは手を挙げなかったらと思っております。いろいろなことを見ますと、「はい」というふうにしてその時点で挙げるということにはなかったと私は思っております。

いずれにいたしましても、原子燃料のリサイクルから発生する高レベル放射性廃棄物の最終処分施設の設置場所の公募であります。このハイレベル放射性廃棄物をガラス化して処分するというので、その公募の内容を見ますれば、地下面積約10平方キロメートル、1,000町歩です。そして、地上面積の施設部分については1平方キロメートル、100町歩が必要であるというふうになっております。それらについて先ほど玉川議員からもいろいろな財政、税制面での利点についてはありましたが、その点についてはそのとおりであります。しかし、現在のところ国全体で手を挙げている市町村がないということも聞いておりますので、そういうことも重ねて、なお慎重に対応しながら検討をしてみたい、そういうふう考えておるところであります。

以上で、玉川議員からの一般質問についてのご答弁とさせていただきます。

議長（小林 宏君） 教育長三村亮一君。

〔教育長三村亮一君登壇〕

教育長（三村亮一君） 玉川議員さんからの教育行政についての3点ほどのご質問がございましたので、教育委員会として考えてきていることをご答弁申し上げたいというふうに思います。

まず、第1点目の高校入試の結果から中学生の学力をどのようにとらえているのかというようなことですが、本町の中学生の学力について、昨年度の診断テストの結果をちょっと申し上げますと、中学1年生は4教科でプラス2.7、それから、2年生は5教科でマイナス10、3年生は同じく5教科でマイナス9.6ということでした。この結果からいけば、県の平均には至っていないと、マイナスではないかということも言えるわけですが、ほぼ県のレベルには達しているというふうに私自身はとらえております。

しかし、マイナスはマイナスですから、これからこのままでいいというわけではないので、教育委員会として今年度から新たな取り組みとして始めたことを3つばかりお話をしたいというふうに思います。

その第1点目なのですが、授業研究会の実施で指導法の改善の工夫をしていきたいというふうに、その取り組みを具体的に始めています。今年度は全体で3校でこの事業研究会を実施すると。それで、お互いに事業をどうしたらいいんだろうかということ、ここが基本だと思うので、その検討に取り組み始めたところでございます。

それから、2点目として、町内全体で基礎基本の定着状況を見ていきたいということで、共通テストを実施して、自分たちの指導がどこが問題なんだろうかというふうなことも検討していきたいというふうに思いまして、このことについても取り組みを始めております。

それから、3点目としては、今まで家庭学習についての習慣化ということの取り組みがございませんでした。きょうの新聞を見ても、新たな県の取り組みとして家庭学習ということが取り上げられていましたけれども、本町としても家庭学習の充実ということについての家庭へのお願いを含めて、取り組み始めたところでございます。

なお、そのほかに各学校で具体的な学力向上の取り組みとして基礎基本の定着ということの特に大事に指導していくと、それから、自学自習という自分でも学習のできる生徒を育てるというそのところに力点を置くこと、それから、一人一人の学習状況や課題に対する思考過程、そういうものを適切に把握できる教員としての資質の向上というふうなことについても、現在取り組みを始めているところでございます。

一朝一夕に学力向上ができるものでもないですし、教員の指導というのが学力向上の中では一番大事なことでもあるので、そういう指導法の面での充実を図っていきたいというふうに考えております。

それから、2番目の老朽化した常北中学校の問題ですけれども、これについては、先ほど町長の方から答弁がありましたとおり、常北中学校は昭和35年、36年に建築されたということで、その後、昭和60年から62年にかけて大規模改修を実施してきました。このままでいくと、平成22年度に築後50年ということになるわけで、教育委員会としてはその22年

を目標に早期改築というようなことに、できるだけそこに向けて努力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

経費の方も見積もりはまだそんなことまでは至っていませんけれども、経費もかかることですので、十分町の財政等も考慮しながら、しかも極力この点に力を入れていただいて進めていく予定でございます。具体的には平成19年度からこのことについての取り組みをしていきたいというふうに考えております。

それから、3点目の小学校の統廃合についてということでございます。

前の議会のときにもちょっと出ましたけれども、少子化に伴って児童・生徒の数が急激に減少しているということ、このことについては、1月の広報しろさとにも平成23年度の学校の姿を理解していただくための広報をしていただきました。その際に、町民の方々のご意見をいただきたいと、寄せてほしいというふうなこともその中に載せておいたんですが、教育委員会としてはかかってきた電話のメモまでとる準備をして待っていたんですけども、残念ながらこの件について個人的な意見を寄せていただいた方は一人もいなかったのです。その点では非常に残念だったと思います。

しかし、子供が少ない中で、教育の効果が上がるのかというようなご意見や私たちの学年、孫の学年は4人しかいないんですというような切実な問題も出ていることは聞いております。そこで、先ほど町長が申し上げましたけれども、学区ごとの懇談会等でこの事実を具体的に訴えて、今後皆さんのご意見を伺いたいということの働きかけもこれからしていきたいというふうに思います。

その中で、その後、学校の再編成の準備委員会というようなものも立ち上げて、将来の城里の学校像を具体的に検討していただくということで、これから進めていきたいというふうに考えています。ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

議長（小林 宏君） 7番玉川君。

〔7番玉川台俊君登壇〕

7番（玉川台俊君） それでは、2回目の質問をさせていただきたいと思います。

1点目の収入役の件につきましては、町長は予算を計上されながら置くつもりはないという不合理があるということをごどのように考えられているのか。条例で置くということでありますから当然予算計上を当初予算として計上しております。今年度につきましては、時間的な制約の中で計上してしまったということはわかりますけれども、来年度19年4月に法改正があるという見越しの中で今は何もしないということでございますが、それは確定しているとは私は思いませんし、いつ何時首長が変わることがあるかもしれません。そのときにやはりそのかわった首長さんが、収入役を置かれるということも当然あります。そういうことを見越しまして、この際、多分6月に補正をされるのでありましょうけれども、そのときに収入役を廃止する条例をきちっとつくっておくことが私は大事ではなかろうかとそのように思います。もう一度その点をご検討いただければと思います。

次に、健診事業でありますけれども、介護の方で65歳以上の方を対象に視診、目で見てという健診を取り入れるということでございますけれども、65歳から始まったのでは私はもう遅いではなからうか、このように思います。少なくとも介護保険料は、私ども40歳以上が第2号被保険者という形で保険料を納めております。ですから、40歳から取り入れていくことも必要ではないかとそのように思いますし、応募者、希望者が少ないということは当然のことです。これは健診を受けられる方がいろいろな健診で言われることは、病気が発見されると怖いから健診を受けないという声もあります。このような視点で考えるのではなくて、行政が積極的に予防という観念から、町民の方がそういう健診に触れ、自分の口腔内の衛生状況を確認できるようなことを啓蒙していく必要があると、これは強く必要性があると思います。

私、介護施設へ行っておりますけれども、やはり口腔状態はよくないということがありますので、やはり自分の歯を持っている方が多くいらっしゃるということが、あるデータでも20%以上の医療費が多い少ないということがあります。また、介護保険にしましても、今までは介護保険の利用がどういうものかということからして、控えながらの利用であったことが、今年度の1号保険料が約1.5倍にふえたということを考えますと、利用がふえている。一度利用して便利だということがわかれば、堰を切ったように利用者がふえるということが当然想定されます。そうしますと、これからの介護保険料の納付に関しましても、町民の負担はかなりふえる。そういうことを長期的な視点から考えまして、積極的に行政が希望者が少ないからやらないのではなくて、予防という関連の中で進めていくべきと、私はそのように思いますので、ご一考願いたいと思います。

続きまして、診療所運営ということでございますけれども、先ほど診療所の収益が4%を超える見込みとして予算計上されているということでもありますけれども、これが実現できればそれにこしたことはございませんけれども、報道または関係機関の予測からしますと、最大1割の減収が見込まれるという中で、この増収を見込むということはかなり大変なことをされるのかなと思います。努力が大変必要かなと思います。

そのようになればいいと思いますけれども、また、町長は施政方針の中で、1億円を超える繰り入れをして診療所が運営されていると発言もされております。国保運営協議会の答申では、時期を見て入院施設を廃止ということでもありますし、この入院施設の廃止が診療所の運営には大きなターニングポイントになると思います。この施政方針で述べられたことをどのような時期を見て行っていくのか、これについて明言をお願いしたいと思います。

それから、患者さんが診療所に限らずあちこちを利用されているという話もありました。これは当然のことではありますが、ですから、余計に診療所のあり方を考えるべきだろうと思います。そういうことで、診療所のあり方についていま一度将来を見越して必要な施設を残す、ただ不要な部分をカットしていくというこういう強い姿勢で臨んでいただきたいと思いますので、ご意見を伺いたいと思います。

4番目のコミュニティバスでございますが、このデマンド交通システムという資料、私つい最近いただいたもので、私が想像していたコミュニティバスとはかなり違うものでございました。その中で、その初期投資という形で2,440万円という予算がありますけれども、これでは実際に車は運行されないと私は思います。

お聞きしたいのは、こういう形でやっていくということはわかりましたけれども、この運行に充てる車両というものを何台ほど考えていらっしゃるのか、年間の維持費等もこれから考えていらっしゃるんでしょうけれども、とりあえず車両は何台なのかなど。利用料金については二、三百円を想定しているということでもわかりましたけれども、維持費は今まで茨交バスの委託または診療所の運行経費と、それを充てていくということでございましたけれども、どういう車をどういうふうに購入されるのか、またされずに今ある車を利用されていくのか、その辺を伺いたいと思います。

続きまして、教育の問題でございますが、教育長の詳しい答弁にありました県平均にいくかいかないかという学力であるということでもございましたけれども、これでは困るというのが従来から私が申し上げていることでもございます。その中でも何点か学力の向上に向けた方策を発言されましたので、それはそれでしっかりとやっていただきたいと思っておりますけれども、ただ教育の現場としては、例えば石塚小学校の問題でございます。児童数が多いにもかかわらず、担任の先生が1人で見なければならぬ、その反面、児童数が少ないところはT・Tを用いて複数で教えているということがございまして、石塚小学校、また、常北中学校も生徒数が多いということから、T・Tの配慮を願いたいという教育の現場の声でございます。

また、先生方の事務に費やす時間、これが余りにも多過ぎるということで、事務補の配属も考えていただきたいという現場の声でございます。先生が印刷とかいろいろな事務にかかわる時間を事務補の方に代行していただければ、先生が直接子供たちに触れる時間がその分多くなるということでもございますので、これはこれで住民サービスになるのかなと思っております。公立の学校でありますから、職員を派遣して問題はないと思っております。

それと、そのT・Tでございますけれども、石塚小学校の場合は、今年度17クラスがあるのかなという中で、17名を望みたいという声はありますけれども、現実として予算を考えれば学年に1人、ですから6名、また、常北中学校におきましては、主要教科、高校入試にかかわる5教科の補助ということで5名の講師を配慮していただければありがたいということを聞いておりますので、ぜひこの点を考えていただきたいと思っておりますし、実施されることを願いますので、ご意見を伺いたいと思っております。

それから、常北中学校の建てかえの件でありますけれども、19年から検討を始めるということでもございますが、どうして今年度から始められないのかなということも一つ、また、22年という設定がありました、これは完成を見るのか、工事を開始するのか、この点をもう一度伺いたいと思っております。

それから、学校の再編の問題でございますが、去年行うとしていた地区の懇談会、これが本年度ということでございますけれども、私この懇談会ということにはちょっと疑問があります。というのは、生徒数が少ない地区の方を対象に懇談会を開いたときに、どのぐらいの方が懇談会にいらっしゃるのかなということにはちょっと疑問があります。合併のときも、地域で懇談会をいたしましたけれども、執行部よりも懇談会に参加された住民の方が少ないというような、または同等数ぐらいであったということを考えますと、合併は住民一人一人の問題でございますけれども、学校の再編の場合は、お孫さんがいるとか、自分の子供がいるという方が100%出席されても人数は少ないのではないかと。そうしますと、その少数意見が強調されてしまうのではないかと思います。ですから、再編ありきで方向性を説明していくような形で持っていくことが必要ではなからうかと思っておりますので、ご一考をお願いしたいと思います。

続きまして、バイパスでございますけれども、買収にとりかかっているということはわかっておりますけれども、今年度も施政方針に買収していくということがうたわれておりました。しかし、石塚からバイパスと日立笠間線のぶつかる県道、L字型の買収を17年度に行っていくということを、去年の2月に現地視察をしたという記憶がございます。その進捗が遅いというところはどのようにして買収が進まないのかなということでございますけれども、国・県の予算の関係もあるのかなという説明がちらっとありました。しかし、計画地域の中には実際として移転せざるを得ない町民の方がいらっしゃいます。

町民の方の不満というのがどこにあるかということ、全然説明がないということ、どういふふうに進んでいるのか。ですから、町民の方はいざ出ていってくださいと言われたときに、移転先を考えなくてはならないということがあるんですけども、その辺の見通しがつかないということです。ですから、行政はやると言いながら何の説明もない、今年度やると言いながら説明がない、まったくナシのつぶてだということに町民の方が不満を持っていらっしゃるので、その点をできる限り手当てをしていただきたいと思っております。

それから、町道1032号線、この通学路でございますけれども、流末排水、流末を考えなければならぬということは私もわかっておりますけれども、ただ、それ以前にこのバイパス完成を見ながらということではなかなか進まない。現実に車が通るときに子供たちが傘を差していると、傘がぶつかってしまうということから、畑とかそちらに避難しなくてはいけないんですけども、茶の木があるところは避難場所もないという現状があります。ですから、車も対向車が来ますと、行き違いもできないということから、一気に全部きれいにというわけではございませんけれども、できるところから拡張していく、避難場所を確保していくということを地道に始まっただけであればと思っておりますので、ぜひご検討願いたいと思っております。

続いて、学童保育でございますけれども、どのようなニーズがあるのか、今年度検討されていくということでございますので、それに期待をいたしますけれども、この問題は小

学校の再編とリンクしているのかな、関係が強くあると思います。各学校ごとというわけにはいかないと思いますので、これもあわせて早目にかかるということではなくて、ことしからいろいろと強く考えていただきたいと思います。

最後のNUMOの件でございますが、町長がその当時その書類を見ていても、手を挙げなかったらということには、その放射能に関する安全性が疑問があるということではなからうかと私は推測しますけれども、私がいただいている資料、町長もそれはご存じのとおりかなと思いますけれども、高レベル放射能といいましても、1メートル弱のコンクリートの壁があれば、その壁の外にいれば通常勤務ができるという程度でございますし、その調査をしていく段階で、地下300メートルの深い岩盤の中に入れてということでございます。その安全性に関しては国の責任において、世界的な視野の中で注目を浴びる中で進める事業であるということで、私は何ら心配もないだろうと思います。

それと、実際に調査はどのようにするのかということでもありますけれども、文献調査です。文献調査に始まる前に、先ほど申し上げましたとおり、火山が近くにあるか、活断層があるか等の予備審査をするわけでございます。ですから、そこでもしそういうところに触ればそこで落選するということでございますから、まず手を挙げることによって、そういう安全性が国の方から確認をとっていただけるということを考えますと、それはそれでメリットがあると思います。ですから、そこではねられるようであれば、防災計画に反映してそれなりの防災計画をしていかななくてはならないということにもなります。また、それがなければ、地震等に対してそれはそのまま今までどおりの防災計画でいいのかなと。

その次に文献調査、これは国の方で文献による調査です。過去にさかのぼっているいろいろな文献を調査していく。数年かかるということでございますが、その間に毎年1億円交付金をいただけるわけです。それで、またそれが終わったらボーリング等の概要調査という航空写真とかそういうことを見ながらの調査をしていくと。これも数年かかる中で、それを踏まえて最後に精密調査、これは簡単に考えればマンションを建てるときにモデルハウスを1戸建てて、雨漏りがするとかしないとか、下水がよく流れるとか流れないとか、これを数年間調査して初めて選定をされるという計画でございます。

ですから、そのステップごとに町長もしくは県の知事の許可がなければ先に進めないということもありますし、その調査をされているときにいろいろな交流があるだろうし、調査に対する仕事も入ってくるだろうしということで、町にとってメリットしかないのではなからうかなと。また、実際にガラス固体管というものが運ばれてくるのは、30年、40年先のことでございます。このガラス固体管はガラスの塊です、このガラスの塊が実際東海村にも数十本保管されている。六ヶ所村にも数百本現実に保管されているということを考えましても、安全ではなからうかなと思いますし、また、ことしから来年の夏にかけて六ヶ所村で再処理をしていくということで、試運転を来年の夏までやって本格的に稼働するというところでございますが、その中で再処理した燃料を使うプルサーマルが今立ち行かない

状態でございます。

ですから、実際計画はあっても燃料再処理はしないかもしれません。それを考えますと、調査だけして終わるといふこともあります、実際には利用価値がなく。それを考えますと、交付金はもらえ得ではないかというような考えをもってきます。そういうことから、中学校の建てかえにしても予算の問題があります。また、この予算、一般会計、いろいろな会計を提案される中で、基金等を持ってきている現状があります。基金には限りがございますし、今サテライトからの交付金、これに依存している現状がある中で、新たな財源としてはかなり有益な財源になろうかと思っておりますので、ぜひ手を挙げることをご一考願いたいと思っておりますので、もう一度答弁をお願いいたします。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 玉川議員からの第2回目のご質問でございますが、最初の収入役の問題であります。

収入役、助役を置くということで、地方自治法になっておりますので、そういう関係で、当初予算には計上をいたしております。置かない経過があった場合には、不用額としてその時点で減額をしてみたいとそのように考えております。

また、廃止の条例であります。先ほども申し上げましたように、自治法の改正が19年と、あと1年後であります。そういうものに先立って廃止をするということも一つの考え方と思っておりますが、例えば廃止条例を出したときは全額を減額すると、そういう考えでございます。

次に、健診事業であります。65歳では遅いと、専門の玉川議員さんのおっしゃるとおりかも知れませんが、町としてはそれらに対応するためのなお一層の啓蒙指導、そういうものに当たってまいりたいとそのように考えております。

それから、診療所の運営であります。

入院施設を七会診療所が持っております。沢山診療所は診療だけあります。それらの中で国民健康保険の運営審議会の方にも答申をいただいておりますが、周りの交通条件、また道路条件、そういうものが整備をされてまいりました。そういう中で、大宮の済生会病院がオープンする、また、消防署ができてそこに救急車が24時間体制で配備される。そういう条件が整った時点で、地元の意向等も十分組み入れながら入院患者の入院施設の廃止をすることに踏み切っていきたいとそういうふう考えております。

また、診療所等につきましては、やはり地域診療をしていくということで、かなりの患者数もあります。そういう中で、診療所として一致し合流して経営ができるような方策をとりながら診療というものは続けていくべきだと、そのように考えておるところであります。

コミュニティバス等につきましては、担当課長の方からご説明を申し上げたいと思いま

す。

次に、教育行政等につきましては、再度教育長の方からご答弁を申し上げたいと思います。

国道のバイパス等につきましては、確かにスケジュール的にはおこなっている部分があると思いますが、合併特例債、10億円の中で池の内片山線を整備していくという期間もございますので、できるだけ早く買収工事ができるように努めてまいりたいと思います。

町道1032号線等につきましては、退避場所をつくってやるよとかということについては検討させていただきたいと思います。

もう一つ、次に学童保育であります、議員ご指摘のように、学童保育の場合は学校の空き教室とか、学校のすぐわきとか、そういうこととリンクをしてみたい。学校に登校してなお2キロも先へ行って学童保育とか、そういうことにならないような体制も必要でありますので、そういうことも総合的に十分考えながら今後進めてまいりたいと考えております。

次に、核の最終処分場の問題であります、先ほども申し上げましたように、全国まどこでも手を挙げていないということでは、私は国は当然この核の最終処分場、これらについては各町村に手を挙げさせてやるというのは、私はずるいのではないかとそういうふうに思っております。国が当然ここでこういうふうにするよということが私は本来の筋道、若干国は責任逃れをしているのでは、私はそういうふうに思っております。

そういう中で、1,000ヘクタールの地下をどうするかという問題については、城里町161平方メートルですから、その10平方キロメートル、1,000町歩、1万6,000町歩のうち1,000町歩、これらについてこれらの施設にということについては、私はもっと日本じゅうを見れば広大な土地があって、それらに適應する土地が、条件的にいいところがあるのではないかと思います、確かに交付金、そういうものについては金は必要であるし、欲しいわけではありますが、安全性についても保障されるということではありますが、私は逆に言えばそういうことであるなら東京の方でもつくっても大丈夫なのかなと、逆説的にはそういうふうに考えておるところであります、現段階では十分に慎重に対応してまいりたいとそういうふうに考えております。

以上です。

議長（小林 宏君） ただいま17番小坪 孝君が一時中座いたしました。

教育長。

〔教育長三村亮一君登壇〕

教育長（三村亮一君） 教育行政についての件ですけれども、1点目の現場として苦労しているのではないかと。具体的な数として石塚小に6名、常北中に5名というふうな話がありました。ほかの学校から比べれば1学級の人数が多いことは事実ですが、桂中も1学級の人数については全く同じような状態です。

そういう中で、現在のところ申し上げますと、石塚小にはいわゆる人数が多いからということで加配の職員が3名配置されております。それから、同じように常北中学校については加配職員ということで、2名が各学校に学級への手伝いもできるというふうな形で配置をされているわけです。

昨年1年間、桂等の授業の様子なんかも見せてもらいましたけれども、多人数というのが、人数が多ければ学級の一人一人の活動に活気があるし、グループ活動なんかで討論もできるというような積み重ねも十分できるというようなことも考えて、私としては、余り細分化した指導をすることは本当に子供の力がつくのかなということを考えたときに、若干疑問があるのではないかというふうに思っているところです。

特にそういう意味で、今すぐということをご意見はわかりますけれども、現在のところ費用的なものも単純に試算しましたら今お話しいただいた石塚小6名、常北中5名、桂中5名ということになると、約2,500万円の経費がかかってくるというようなこともありますので、その辺のところも考慮してもう少し各学校で頑張りたいということで、対応していきたいというふうに考えているところです。具体的にその効率についてはもう少し私の方で検討していきたいというふうに考えているところです。

それから、2番目の常北中の建てかえ、22年度という話をしましたけれども、これについては、工事開始なのか完成なのかということですが、できるだけ22年度に完成させていきたいということで、取り組んでいきたいというふうに思っています。

それから、学校再編成の問題ですけれども、懇談会でやっても町村合併の懇談会が人数が集まらなかった中で、意味があるのかというようなご意見かなというふうに伺ったんですが、そういう中では、再編成ありだということを前面に強く出して取り組んでほしいという要望だったかと思います。実際教育委員会としては、近間で学校を統合しました大子町、それから旧山方町、これらについての統合の様子現地調査もいたしました。そういう中で、行政主導でいってなかなかうまくいかなかった町村もありましたし、地域住民からも、特にPTA連絡協議会から何とかしてほしいという要望があって取り組んだら、割合スムーズにいったというふうな件もあります。そういうことも考えて、できるだけ地域の方の意見を重んじながら、この問題については取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小林 宏君） 加藤木企画財政課長。

〔企画財政課長加藤木昭博君登壇〕

企画財政課長（加藤木昭博君） 7番玉川議員さんのコミュニティバスで車両は何台これに当たるのかというご質問でございますけれども、現在ジャンボタクシーを含めまして3台を考えております。

それと、運行経費ですけれども、年間約2,000万円程度を見込んでおります。利用料金

と町の補助金ということでございます。

それと車両の購入ということでございますけれども、購入ではなく借り上げということで今後の導入を考えております。

以上でございます。

議長（小林 宏君） 7番玉川台俊君。

〔7番玉川台俊君登壇〕

7番（玉川台俊君） 3回目ということで最後でございますが、何点か伺いたいと思います。

学校教育の問題でございますけれども、T・T講師の件で、教育長も現実に石塚小学校に在任されておりました。そのときにその必要性は十二分に感じていたというふうな話も聞いておりますので、考えていただきたいということでございます。

それから、費用が2,500万円ほど見込まれるということで、この問題でございますが、本年度基金からの繰り入れとして流用されている中で、公共施設整備基金1億円が一般財源として繰り入れられております、財源の方へです。この中で、障害者支援費という形で2,500万円ほど1億円の分配がありますけれども、確かにその中には配食サービスということもありまして、当然のことだと私は思いますけれども、ほかの事業に関しては、私が感じるのところでは他の市町村でも行われている障害者支援費として必要な費用を、一般財源からではなくて当町においては公共施設整備基金から充てられているということを考えますと、私はこの公共施設整備基金のあり方にはちょっと疑問があります。

というのは、配食サービスという町の単独事業に使われることは私は当然だとそのように思いますけれども、ほかの町村でも同じような事業として行われているところに、一般財源がないから2,500万円近くを充てているということは、ちょっと疑問があるということでもありますから、他の市町村を考えればそのような財源がないわけでございます。それで、今教育長が申されましたとおり、その2,500万円をそちらに充当するのではなくて、T・T講師は単独ではございますから、加配の部分を除いてそちらに本来は充てるべきではなかろうかと私は思います。ですから、予算的な問題はクリアできると思いますし、ことし1億4,000万円ほどの交付金が見込まれる中で、1億円という支出でございますから、まだあるのではないかなと思います。

ほかにもその1億円の充当先としてはちょっと一般財源化されているのではないかなという見方がありますので、単独事業に関して支出をしていくのが本来の姿ではなかろうかと思っておりますので、ぜひ教育委員会の方でもその辺で予算をいただいて、T・T講師を充てていただいて、子供たちの学力を向上させていくことが適切ではなかろうかと思っておりますので、執行部においてはその点をもう一度考えていただければと思います。

それから、8番目の処分場の問題でございますけれども、どこの市町村も手は挙げていないというお話がありました。ただ私の聞くところでは、佐賀県のある自治体の市民の方

が、行政に手を挙げるように要望されたという記事が載ったということを知ったことがございます。ですから、ちゃんと内容を理解すればこれは町にとって有意義なことだと思いますし、また、これを大きな都市がやっても余りメリットはないだろうし、土地の活用、地上面の大きさからいっても、その事業を取り入れても自治体の財政的な面にはプラスにならないし余り効果がない。ただ小さな自治体においては、町の財政からしますと、かなり大きなところがあると私は思います。ですから、固定資産にしても、その交付金にしても、小さな町ほど自治体ほどそれを取り入れてやるべきメリットが大きいと思います。東京都でこれをやっても、地上の土地代だけ考えても何のメリットもございません。

ただ私の考え、一例でございますが、例えば公園墓地を購入した町の土地がございます。これを買い上げていただくことも可能かなと思いますし、あれを有効活用する意味でも、当町ぐらいの小さな自治体ほどやるメリットがあると私は思いますので、ぜひ再度積極的な考え方を持っていただきたいと思います。質問を終了いたします。

……（テープ交換）……

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 第1点目の公共施設整備基金の使途、それから目的、そういうものについては、来年度予算編成等について検討する段階で十分考慮してもらいたい、そんなふうを考えています。

また、核の最終処分場の問題であります。議員ご指摘のように、私も最初は公園墓地の土地のことが頭をよぎったんですが、1,000ヘクタールの100ヘクタールというふうな話を聞きまして、いずれにしても、町内の土地にはないだろうというふうな考えを持っております。ほかにも交付金の問題もありますので、なおよく十分にそういう点については検討をしてみたいと考えております。

議長（小林 宏君） 教育長。

〔教育長三村亮一君登壇〕

教育長（三村亮一君） 2,500万円を別な資金から出せば優に雇えるのではないかと、そういうご意見かというふうに思います。また、教育長自身は石塚小にいたときの経験があるだろうという話ですけれども、とにかく人が欲しいことは事実だと思います。けれども、事業を展開していく中で、私の経験ではやはり人数がある程度いないと、1学級としての一人一人が授業に参加して行って、自分自身で考えて自分から共同で考えていくというふうな考えは非常に少なくなっているということで、それでは本当の学力はつかないのではないかと、私自身は今までの教育活動をしてきた中で十分経験をしてみいました。

そういうことを考えていったときに、T・T配置だけが学力向上に直接つながるかというところもまた考えなければならない問題かなというふうに思うところでございます。私

もそういうことを一緒に行ったときに発言をしたことはあるんですが、広く考えてみたときに、やはりみんなで練り上げるというそれが学校の学習活動での大事なことです、その辺を特に大事にしながら、今年度のその授業研究ですか、それにも指導の研究ということにも結びつけて取り組んでいただきたいということで話をしていますので、そういう方向で本年度やっていきたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

議長（小林 宏君） 以上で、7番玉川台俊君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第2号、5番飯村吉伊君の発言を許可いたします。

5番飯村吉伊君。

〔5番飯村吉伊君登壇〕

5番（飯村吉伊君） ただいまより、5番飯村吉伊の一般質問に入ります。

私の質問につきましては、産業廃棄物最終処分場について3件、城里町消防署所設置について2件を伺います。

まず最初に、1番目の産業廃棄物最終処分場について町長にお伺いします。

その第1点目は、徳蔵地区の産業廃棄物最終処分場の建設設置、それらについてお伺いしたいと思います。

徳蔵地区の産業廃棄物最終処分場については、集落の岩の入の地内と思います。この地内については、以前にも一沢不法投棄がございまして、県警、司法の手によりまして、全部を掘り起こし撤去された場所でございます。このような土地にまた産業廃棄物最終処分場を設置するという会社はどのような会社なのか、役場としても調査してあると思いますので、ここの調査報告をお願いしたいと思います。

第2点目は、徳蔵地区の産業廃棄物最終処分場建設設置の反対に対する請願書が町長あてに出ていると思います。これらについては、平成18年2月多分6日付で請願書は、代表大真区長の久野好様、さらには徳蔵区長の小林千尋様で、紹介議員につきましては、地元の福田定夫様、保坂藤吾様、前議員によりまして提出されていると思いますが、これらについての取り扱いについてお伺いしたいと思います。

と申しますのは、次のようなことがあってはならないけれども、例えばあった場合には、産業廃棄物の施設が万が一事故等があった場合、これらについては有害物質により汚染することが想定されます。その地点ではもちろん藤井川は汚染され、藤井川から取水している水道水、伏流水も含むと思いますが、これらの地点、これからは徳蔵地区にも引かされる小松地区の井戸水、これらにも影響が想定されます。そのほかに藤井川から用水として使用している水田、これらについては物すごい米に、それから野菜等に影響をするような状態に想定されます。

実際このような事故はないとは思いますが、例えばこういう施設ができた場合には、風評被害、これが物すごく影響すると思います。これらについては下流でございまして常北地内で稲の栽培をしております、アイガモ栽培ですか、それら等にも影響して、米の販売、

さらには農作物等に多大な風評被害が出てくるのではないかと想定されます。これらについて、請願について今後の取り扱いについて町長にお伺いします。

さらに第3点目ですが、徳蔵地区と城里町全体の産廃施設について、今後のあり方について町長にお伺いしたいと思います。

徳蔵地区はもとより旧七会村は、清い水、澄んだ空気、緑豊かな自然に囲まれております。このような自然環境は絶対に守っていかなくてはならないと思います。これを自然を崩壊するようなことがあってはならないと思いますと、私はそういうふうに考えます。

このような状態の中で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中で、第15条第1項に産業廃棄物処理施設を設置する者は、当該区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないとされております。もちろん県の条例に従って許可を受けなければならないと思います。設置業者については、計画書はもとより環境アセスの調査等は当然必要でございます。同法の15条5項にこれらについて知事に申請があった場合は、市町村長に通知し、期間を指定して生活環境の保全上の見地から意見を聞きなさいということは示されてございます。このような当然産廃業者より知事に申請が合った場合は、知事から町村長に意見を求められると思います。これらについて徳蔵地区の考え方、さらには城里町全体の考え方を町長にお伺いします。

大きい2番で、城里町消防署所設置についてお伺いします。

まず第1点目は、城里町消防署所の設置箇所決定の経過について町長にお伺いします。

私は12月の定例議会においても、一般質問で消防署所については質問してございます。その時点では、財団法人消防科学総合センターが計画、それに基づいて科学的、さらには定数的に算定したものをもとにして、選考委員会において場所の決定はしますということを町長よりお聞きしております。

それ以前に9月の定例会ですが、ここでエブリーの十字路から青山の小学校の間で決めたいという報告も受けております。それで、私12月の一般質問したときに、エブリーの十字路から青山小学校の間では旧七会村にとっては地域格差が多うございますので、これらについて再検討をお願いしますということを要望してございます。それにもかかわらず、過日、4月17日に今度18年度の城里町事業計画場所について、議員の視察がございまして同時にここに決定しましたよという知らせです。場所を視察いたしました。これらについての経過報告を町長にお伺いします。

第2点目は、城里町消防署所により遠隔地の署所が決定した場合に、遠隔地の場所の対策について町長にお伺いしたいと思います。

と申しますのは、遠隔地になるのはほとんど旧七会村の大網、真端、徳蔵、下赤沢、上赤沢等、塩子の一部の道木橋、倉見地区かと思われま。これらについては、消防車、緊急車とも現在想定されている消防署からでは30分から45分ぐらいの遠隔地になろうかと思っております。例えばこういう事故が起きた場合には、知らせて実際に現場に到着するのは50分

ぐらいはかかると想定されます。このような状態では、火災の場合はもう火が回って棟が落ちて、消火活動にはほとんど間に合わないようなことが想定されるのではないかと思います。

今までこれらの地域については、大体15分ぐらいで消防、救急医療がなされていた地域でございます。この地域については、多分地域格差を感じることを思います。今後は町長として遠隔地の対策についてどのように考えていくのか、お伺いいたします。

第1回目の質問については以上です。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 5番飯村議員の一般質問にご答弁申し上げます。

第1点目、徳蔵地区の産業廃棄物最終処分場の設置についてということですが、この処分場の建設予定の業者は、栃木県宇都宮市の北邑産業開発株式会社というふうにいわれております。業者の計画によりますと、処分場の面積が9.59ヘクタール、埋め立て容積が100万立方メートル、埋め立て面積が5.32ヘクタールというふうになっております。廃棄物の種類は、燃焼のから、汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラ、紙くず、繊維くず、鋳滓、ガラスくず、掃除機くずなどとなっております。

今までの経過としましては、処分場建設予定業者が昨年11月18日に、徳蔵集落センターで地元への説明会を実施しており、地元の方々が30名、また、地元区長の要望により町から職員が2名出席をいたしております。

また、平成18年2月6日に地元の住民の方より、産業廃棄物最終処分場建設設置の反対に関する請願書が提出されておるところであります。昨年11月に処分場建設予定業者が地元での説明会を行った後は、地元地区及び隣接地権者等への連絡、電話等はないというふうに地元の区長さんからお聞きをしております。申請書が町へも提出をしてあるわけではございません。また、県へも提出されたという話も聞いておりません。会社等所在地の確認、そういうものについては町も行っておりますが、詳細については答弁を控えさせていただきます。

次に、徳蔵地区の産業廃棄物最終処分場設置について、反対に関する請願についてであります。平成18年2月6日に、町に徳蔵区長、副区長、自治会長、紹介議員2名及び集落住民331名から、産業廃棄物最終処分場建設設置の反対に関する請願書は提出されております。

請願趣旨としましては、環境豊かな郷土に焼却灰、汚泥、廃酸、廃アルカリ等の管理型最終処分場を建設されることになると、集積物によるダイオキシン等の有害物質が地下水に浸透し、生活水や農業生産への環境汚染が懸念されることと、藤井川の上流に位置するため、下流の水道水に対する不安や町内に及ぼす直接的な被害、風評被害をこうむることは必然である、また、町民としてすぐれた生活環境を後世に残すことが責務であると考え

て請願を行うという趣旨の請願が提出をされております。

これらに対しまして、合併まちづくり計画の基本目標に掲げておりますように、町を形成する森林や複数の河川は、かけがえのないものであります。地域環境が悪化する中、自然の生態系を後世に受け継いでいくことは重要な課題であります。徳蔵地区はもとより町内全域においても地域住民が不安視することとなる施設の設置については、町としても慎重に対応していく必要があります。徳蔵地区の産廃施設については、業者から町に対してまだ何ら行われておりませんが、地域住民の意向を最大限に尊重して、住民と行政がともに手を取り合っていくようなまちづくりを行ってまいりたいと考えております。

また、法によります都道府県の許可に対する市町村長の意見ということではありますが、県からは県へも申請が出ておるとい話は聞いてもおりませんし、県からも設置の意見を求められておりませんので、これについては差し控えさせていただきたいと思っております。

次に、消防署所の設置箇所決定についての経過についてということではありますが、平成16年度に火災災害及び事故に関する調査研究及び情報資料の収集分析を行っている消防科学総合センターに委託をして、適正とされる配置区域を決定をいたしました。区域は町内の人口と世帯数、過去5カ年間の建物火災の発生件数、過去3カ年間の救急事故の出動件数等を基本資料として、道路の整備状況等も勘案した中で発生頻度による加重平均によって、到着時間や一定の到着率を割り出して考察をしたものであります。

常北地区石塚西側周辺区域に配置するのが効率的であるという調査結果を得て、区域内でいずれの地域にも効果が期待できる幹線道路に面した箇所を、今回決定をしたわけであります。

次に、城里町消防署所より遠隔の地の対策についてということではありますが、消火活動及び救急出動においては、人命の尊重、救助が最優先でありますので、署所遠隔地の対応については、事務委託一元化の中でいち早く現場に到着できるよう、城里署所のほか発生地点直近の出張所からの出動態勢も要望をしております。

また、消防団員の人員確保や実践練習訓練等々とともに、火災が発生してか初期の段階で消化活動を行う組織が編制をされておりますので、継続的な消化訓練や救急救命講習会等を実施して、消防防災体制の強化を図ってまいります。

また、徳蔵地区の水道整備計画にあわせて消火栓の設置等を図るなど、消防整備の充実も努めてまいりたいと考えておるところであります。

なお、近隣市町村等の消防とも連携を図りながら、消防体制を整えてまいりたいと考えておるところであります。

以上であります。

議長（小林 宏君） 5番飯村君。

〔5番飯村吉伊君登壇〕

5番（飯村吉伊君） ただいまの産廃施設の最終処分の点につきましては、まだ県の方

にも手続されていない、さらには町にも意見書を求めているということでございますが、これから先もこの施設ができる可能性、申請する可能性はありますので、要望ではございますが、ただいま申されましたとおり、住民が安全で安心して暮らせるようなことを考えまして、産廃施設については、意見書でもなるべく許可の出ないような、絶対に出ないような要望をお願いしたいと思います。

さらに、消防署所の問題ですが、これらについては、初期消火に努めて地域格差というか、さらには水道の設備を早急にして対処したいということでございますが、これらについても十分配慮してもらいまして、要望になります。以上で一般質問を終わります。

議長（小林 宏君） 以上で、5番飯村吉伊君の一般質問を終結いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前 11時52分休憩

午後 1時00分開議

議長（小林 宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、通告第3号、11番三村由利子君の発言を許可いたします。

11番三村由利子君。

〔11番三村由利子君登壇〕

11番（三村由利子君） それでは、通告によるところの一般質問に入らせていただきます。

まず最初は、介護予防対策についてでございます。

城里町の高齢化率は山間部の大子町や大宮市と同じ県平均19.1%をはるかに上回り、23.8%と進展しております。高齢者の中でも75歳以上の後期高齢者の割合が、前期高齢者を大きく上回っている現状があります。高齢者がさらに急増することが懸念されることから、その対応が急務となってきております。

平成12年4月にスタートした介護保険は、7年目を迎えサービスの量と種類は飛躍的に増大しております。このことは介護生活を社会全体で支える介護の社会化が定着してきたことになると考えます。

しかし、同時に介護保険費用も膨大なものとなっており、認定者の推移も制度開始当初全国約218万人が、昨年9月において約430万人の認定者数に増加したといわれております。厚労省は、毎年約10%ずつふえている介護給付費の抑制のため、今回、介護予防事業の導入を方向づけました。これは要介護度別に状態の変化を追跡調査した結果、介護度の軽い人が自立できるようになっておらず、逆に要介護度が重度化しているという調査結果に基づき、新介護予防給付を導入することにより、膨らむ一方の給付費の抑制につなげることを目的とした介護保険の改正でございます。

加齢により足腰が弱っている高齢者に、筋力トレーニングや質素になりがちな栄養状態

を改善する事業も盛り込まれ、このように介護保険制度全体が今回予防重視型システムに転換を求められていることを考え、本町において介護状態にならないための予防対策をどう考え、それをどう事業化するのか町長にお尋ねをいたします。

介護保険制度の基本理念である自立支援の観点からすれば、介護度が重度化している、悪化を防ぐことができていないという現状を見ると、ケアマネジメントが十分に果たしきれていないということも考えられるといわれております。利用者一人一人の心身の状況や能力を適切に評価し、自立支援の介護サービスを提供する仕組みがマネジメントであることを考えると、ケアマネジメントの体系的な見直しや強化が不可欠だといわれております。

また、事業者が介護利用度の状態改善に積極的に取り組むよう評価制度も取り入れられ、要支援者の状態が改善された場合などは、介護報酬を上げる評価も取り入れられるようになったと聞いております。今回の介護保険の改正は、サービスの改革、量より質となり、ケアマネジメントの体系的見直し、介護予防のマネジメントを担う支援センターの整備促進が求められております。

介護予防事業と包括的支援事業が市町村の必須事業となっているのに対し、事業として任意事業が構成されておりますが、本町ではこの任意事業はどのように考えておられるのか、町長にお尋ねをいたします。

介護保険料は、全国平均で月額約3,300円、そのうち全国で最低額は約1,800円、最高額は約5,900円で3倍以上の開きがあるといわれております。本町の介護保険料も一気に平均3,100円と増額されることになりませんが、町内には介護施設があちこちに充実開設されておりますが、施設が多い自治体は費用もかさむので、保険料も高くなると一般的にいわれております。

これからも高齢化は進み、費用が膨らむことは避けられず、そのたびにさらに介護保険料を増額していくことの繰り返しでは、町民の負担、所得を圧迫することは否めない事実であり、ここで本気になって要介護状態を予防する手立てを真剣に取り組む必要があると考えます。全町挙げて介護予防に取り組む強い姿勢を求めるわけですが、町長としての見解をお伺いいたします。

次は、学校の統合問題であります。さきの質問者の問答で大方理解はできましたが、この統合に対して、ある父兄の方が小さな幼児を連れて私の家を訪ねてまいりました。「この子供が入学するころまでにはぜひ小学校の統合をしてほしい、この子供のためにぜひそうしていただきたい」とお父さんは懇願されておりました。多くの人数の中で、成長できる教育環境の整備を訴えられた真剣なお父さんの訴えがあったわけでございます。

児童数の少ない学級は、学び合う場面が少なく、高め合う力が育ちにくいというそういうデメリット、あるいはクラスがえができないというデメリットがあるといわれておりますので、少子化に対応した教育環境の適切な充実を急ぐことが重要課題と考えます。単学級が全校に及んでいること、それが固定化している学校をいつまでも放置しておくことは、

行政の怠慢と指摘されても否めないのではないかとと思いますが、町長の決断と実行を求めるものでありますが、町長の所見をお伺いしまして、1回目の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 11番三村議員からの一般質問であります。第1点目は、介護予防対策についてということであります。

要介護にならないための予防対策をどう考えているのか、議員ご質問のとおり、現在の介護保険等につきましては、質問の中にあつたとおりかと思えます。当初介護保険が発足した当時は、果たしてこれが浸透して、施設の利用とかそういう介護保険を使うのであろうかというような心配がされていたわけですが、逆に今度はその保険を使う方が当初から見ると倍にふえていると、そういう形になっておって、社会全体としてはそれに該当した方は保険を適用して使っているということは当然だと思います。

そういう中で、今回は介護を受けなくても済むような健康づくり、また、在宅でできるものは在宅でと、そういうふうの方針が変わってきた中であります。介護保険施行時から介護予防事業は実施してまいりましたが、今回の介護保険制度改正では、予防重視のシステムへの転換がそれであります。現在の介護予防事業の効果等の検証を行って、実効性の高い介護保険の予防施策の体系化が求められているところであります。高齢者が要介護、要支援になることを防ぐため、新たに地域支援事業を介護保険制度に位置づけることにいたしました。この中で要支援、要介護になる可能性の高い方々を対象に、運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上、閉じこもり予防、認知症予防等を目的とした介護予防事業を実施してまいりたいと考えております。

また、具体的には、町が設置いたします地域包括支援センターが中心となって、地域支援事業などの介護予防事業、マネジメントのほか、地域における高齢者の実態把握や相談業務、虐待防止、権利擁護にかかわる事業などを行ってまいります。

具体的には健康や身体状況に不安のある高齢者に対して、介護保険事業費から捻出される地域支援事業に属する介護予防事業として、これまで老人保健事業として実施してきました健康相談、機能訓練、訪問指導などを継続強化していく予定であります。社会全体で高齢者を支えていくという観点から、地域での支え合い、相互扶助の事業を通じながらこの事業を推進してまいりたいと考えておるところであります。

次に、学校統合の問題であります。玉川議員からもご質問がございました。急激な少子化に伴って児童数の減少が目についておるところで、その学校の再編を進めるという方向で考えておるところであります。これらにつきましては、学区や地区の住民の意向、PTAや保護者の意向、そういうものを十分参酌しながら、それらの方向を探ってまいりたいと考えておるところであります。

詳細につきましては、教育長よりご答弁を申し上げたいと思います。

議長（小林 宏君） 教育長。

〔教育長三村亮一君登壇〕

教育長（三村亮一君） 学校統合の件でございますけれども、午前中のお話の中でも話をしましたように、行政懇談会等を通してとにかく地域の方の意向を大事にしながら、吸い上げながらこの問題については取り組みたいというふうに願っていますし、また、そこを大事にしていかないと、大事な再編成の問題も行き詰ってしまうおそれもありますので、段階を踏まえてこの件については取り組んでいきたいというふうに思っております。よろしくをお願いします。

議長（小林 宏君） 11番三村由利子。

〔11番三村由利子君登壇〕

11番（三村由利子君） 介護予防対策について、町長から説明をいただきましたけれども、今の程度の説明ではちょっと私は物足りなくてたまりません。なぜかといいますと、やはりこの介護保険あるいは医療保険の膨らむ一方のこの給付費を抑えるのにはやはりここに力点を置かなければ、介護予防に力点を置かなければこれを防げる手立てはないと私は確信しておりますので、その点でもう少し力を入れた対策を私は期待しているわけなんです。

例えば、今回変わる介護保険というのは、7段階に分かれるわけですよね。介護認定審査で比較的軽度の人を要支援1と要支援2に区別といいますか、認定されまして、それ以上の比較的介護度の重い人を要介護1から5というふうに、介護保険は7段階に分けるわけでありましてけれども、その中で比較的軽い要支援1、2の人を対象にした方々を、この介護予防で自立に向けて要支援を支えていこうというのがねらいだと思んですが、機能訓練を重視するというような説明がありましたけれども、一くくりに機能訓練がすべてこれが予防対策であるというふうな考えをされることは、大変これは継続しがたい場面も出てまいります。

というのは、まず、高齢者一人一人顔形が違うように、その人の持っている能力が違います。つまりその対象者とする高齢者がどういう状態であるかということをしっかり踏まえて、その高齢者の予後を予測すること、こういう高齢者はこういう段階をたどるんだという予後をまず予測することから介護のプランは、私はそれが基礎になってくると思いますので、その要支援者の予後を予測する、その最重点施策として十分なコンタクトをとるということが重要かと思えます。

例えば、高齢者がコミュニケーションの能力が低い人ほど介護度は悪化するというそういう例もありますし、身の回りの世話ができるか否かについても、その介護度が予測が悪化するということが懸念されるわけでありまして、そのまず高齢者の状況によって、あるいは持病があるかないかによって機能訓練は適切か否かということも判断しなくてはな

りませんので、やはり高齢者のその実情、コミュニケーション能力があるか、あるいは身の回りの自分の生活ができるか、そういうことからまずしていかなければならないかなと思っております。

それと、また大事なことは要介護状態にならないために、まず若いときから、先ほど玉川議員さんからも健康診断は40歳、もっと若い年齢に下げた方がいいのではないかという話がありましたけれども、私もそれは同感でありまして、若いときから一人一人が自分の健康状態を常に意識をして、そして、健康を維持するための要するに健康管理に意識を持たせるような行政的な啓蒙活動、それが必要であるというふうに思っております。

特に働き盛りの人というのは、自分は絶対健康には自信があると過信をしている部分がありますので、逆にそういう働き盛りの人に限ってスポットを当てて、こういう健康診査とか、そういうものを進める必要があるかなと思っております。

最近のデータを見ますと、健康診断の受診率というのは、胃がんや肺がんについては町民の皆さんはまず検診率は上がっていると思えますけれども、その他の部分です。血管障害とかあるいは内科的なそういう検診については、平成16年度から17年度にかけては受診率は低下しているという実態がありますので、健康診断の重要性等それを推進していく、そういう行政の指導力が私はこの予防についても大変重要なことかと思っております。

それから、機能訓練をするということは、介護予防については大事なことでありますけれども、では機能訓練をする人的な人材がそろっているかといいますと、全くそれはどこにも触れていないんです。今のところケアマネジャーとか保健師さんあたりが中心でやっていると思うんですが、やはり効果的にしていくには、機能訓練士、理学療法士、つまり俗に言うPT、これをまず私は採用し、この人を中心にこのケアプランをつくって、その高齢者の関節の状況、そしてこの高齢者に対してはこういうこの関節の部分がかもう硬縮しているからこの部分を重点的に運動しようとか、やはり高齢者の個々に合った訓練のメニュー、そういうものをしていくためには、やはり保健師さんだけではこれは限界がありますので、私はこの介護予防については、やはりPTさんを採用して、この人を中心に運動機能、これを維持させていくそういう姿勢が大事かと思っておりますので、私はこのPTさんの人材育成あるいは採用というものを最重要課題として、私はこの介護予防については必要かなと思っておりますので、その辺を町長に、そういうか考えがあるかどうかもお尋ねをしておきたいと思っております。

それから、ケアマネジャーが立てたケアプランが果たして本当に効果的に実現されているかということが、その介護度が悪化しているということで問題になっているわけですが、ケアマネジャーのケアプランを内容の確認、確認をチェックしている機能はどこか、おありなのか、その辺もお尋ねをいたします。ケアマネジャーに任せきりでいるのかどうか、あるいは適正なケアプランが立てられているかということをご確認ください。

例えば、ケアマネジャーさんがある特定の事業所に偏ってケアプランをつくっていたりとか、あるいはサービスを過度に膨らませてプランをつくっているとか、そういう実態がないか、その辺もチェックできているのかどうか、そういうことも町として実際にやっておられるのか、チェック体制はどうなのか、そういうことも2回目にお伺いしておきたいと思います。

それから、町として必須事業に加えて任意事業もこれからしていくということですが、任意事業の中にケアマネジャーは社会的入院をしている、長期に病院に入院している高齢者を在宅に切りかえる、そういう交渉を医療機関に行っていなければならないというそういうことも盛り込まれておりますが、医療機関の言い分としてはやはり医療が必要だから入院をさせているんだという言い分もあるでしょうし、その辺で社会的入院をしている高齢者をどうこのケアマネジャーさんが在宅に切りかえる、家へ帰す方向に切りかえていくのかというふうなその辺の姿勢、その辺もケアマネジャーさんとしての役割が問われるわけでありますので、その辺が町としてはどういうふうを考えておられるのか、任意事業の中のひとつとしてそういうものが盛り込まれておりますので、その辺もここで確認しておく必要があるかなと思います。

それから、学校の統合の問題であります。午前中の答弁は地区懇談会やPTA、そういう人たちからの地域の声、意向を考慮していきたいと、そういう説明であったかなと思うのであります。確かにそれは一つの方法かとは思いますが、今この再編成の問題をやっていかなければ、今やっても恐らく最短で3年後になるのではないかと思いますけれども、とにかく子供たちが同じ適正な教育環境で学ぶというその公平さを考えると、私は少しでも早く、今からでもすぐにですが、この問題は取り組む必要があるかなと思っております。

あのお父さんが、恐らく2歳ぐらいではないかと思っておりますけれども、お子さんを連れて私のうちへ来たときには本当に真剣でした。この子供がとにかく入学するまでに統合させてほしいと、あのお父さんが直訴に来たわけですが、そういう問題に対して教育長さんのところには何も言ってきていないというふうな先ほどの話がありましたけれども、私はやはりこれは行政主導でこの統合の問題は即対応していくべきものではないかなと思っておりますので、さらに教育長さんにその辺をお伺いしたいと思っております。

2回目終わります。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 介護予防の件であります。高齢者個々の実態をとらえながらということ、議員ご指摘のとおりかと思っております。そういう中で、特定高齢者の把握事業ということで、基本健康診査などの機会を活用いたしまして、生活機能に関する状態の把握等を行うことによって、特定高齢者の選定、それらの把握を行ってまいりたいと考えており

ます。

また、機能訓練、介護予防事業として毎週木曜日に保健福祉センターにおいて医療終了後継続的にリハビリが必要な方を対象として、保健師、理学療法士、運動指導士等による機能訓練を実施しておりますが、本年度もさらに内容を充実しながら、事業を進めてまいりたいと思います。

また、健康診断を若いときから受けるということは、本当に大切なことでありますので、それらについての啓蒙もなお一層浸透するような啓蒙方法で、健康診断、そういうものに受診していただくような方策をとってまいりたいと考えております。

また、ケアプランのチェック、どのようなチェックをしていくのか、適正なのかどうかだれが見ているのかという問題、それから、長期入院の方を社会的入院をしている者を在宅にというような病院との関係もありますが、非常にこれは難しい問題かと思いますが、この件については担当課長の方からご答弁を申し上げたいと思います。

教育問題については教育長の方からご答弁を申し上げます。

議長（小林 宏君） 教育長。

〔教育長三村亮一君登壇〕

教育長（三村亮一君） 先ほども申し上げましたけれども、とにかくいわゆる再編成については、先走って失敗しているという、あるいはその後大変苦労したという事例も聞いていますので、とにかく段階だけはきちんと踏んでいきたいと、そういうことで進めたいということ、教育委員会の方としても委員会の中でも確認をして進めようとしているところですので、A校とB校どうのこうのという今の話については、そこまではいかないとしても、差し当たって急に出せないなという感じであるところでございます。

ただ、昨日のPTA連絡協議会の席上で、とにかく平成23年度の実態をお知らせしましたので、学校のあるべき姿ということについて、PTAとしても十分話し合いをしていただきたいというような投げかけまではしておきました。そういう手段で、手順を踏んで進めていきたいというふうに思います。

議長（小林 宏君） 盛田保険課長。

〔保険課長盛田 守君登壇〕

保険課長（盛田 守君） 先ほどのケアプランの内容について、町ではどのようなチェックをしているのかというご質問でございますが、現時点においては、そのプランの内容等について、ちょっと私のところまではまだ実際にこういう内容だという報告も受けておりません。これらにつきましては、内容をこれからよく精査し、さらに公平なケアプランが実施されますように、今後とも十分注意して進めていきたいと思っております。

また、任意事業におけます医療機関での社会的入院ですか、長期入院、こういったものに対して保健師あるいはそういう包括支援センター等で、そういう長い長期入院等に至らないような、あるいは内容についての検証をどうするかということでございますが、これ

は医療機関と介護との関係もございまして、なかなか難しい面があると思います。これらにつきましては、今後十分公平なあるいは効率的な介護事業が展開できますように、努力してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（小林 宏君） 11番三村由利子君。

〔 11番三村由利子君登壇 〕

11番（三村由利子君） 介護予防の件であります。これまで在宅の要介護者においては、家事援助、そういうことまでされておりましたけれども、要支援者に限っては、これからこの家事介助、そのことは排除されると、つまり本人ができることもヘルパーさんがやっていたために逆に自立を妨げていると、そういう実例も公表されております。ですから、サービスプランの段階でもう最高の手厚いプランをつくったつもりが、逆に介護度を悪化していると、そういうことがこのデータからいわれておりますので、やはり見守る、自分でお洗濯を、お掃除をする、家事をする、それがヘルパーさんは見守ることはこれは大事ですけれども、実際にやってあげてしまう、それが高齢者の自立につながらないというデータが出ておりますので、その余りサービスを膨らめ過ぎますと、逆に自立を妨げてしまうということになりますので、その辺のケアプランのチェック、何でもかんでも介護給付費で賄ってやっていると、逆に自立ができなくなる、寝たきりになるあるいは要介護度が悪化するということになりますので、見守るというその辺の重要性を再認識されまして、介護プランの方をチェックをしていただければと思っております。

それから、筋トレ、これを週何回かやっているというような説明を受けましたけれども、それではちょっと心細いんですね。私は常勤というか職員として理学療法士、これを職員として雇って、各地域を毎日保健師とチームを組んで徹底してその保健指導とか、あるいは機能訓練の相談とか、そういうものを持続的にやっていく、これが非常に大事ななと思っておりますので、この広い町内を全域に保健師とPTさんが一体となって、毎日保健指導あるいは訪問指導、そういうものを実現できるような体制づくりをすることが、まず私は介護予防の第一歩かなと思っておりますので、PTさん、これは私は絶対これからの予防事業においては、PTさんの存在というのはもう本当に大きなものでありますので、PTさんを町職員として雇って、町内各地区を事業として歩くようなそういう計画も立てていただければと思っております。どうぞその方向で実現していただきますように、このところはお願ひするわけでございます。

介護予防は、やはり筋力トレーニングでもただトレーニングをするということではなくて、公民館なら公民館地区に集めて、トレーニングのために集まることによって仲間づくりもできるという一石二鳥のそういう事業でもありますので、そういうことから、この事業はぜひとも実現していただきたいと思っております。ただ問題は、いかに継続していくかということです。継続しなければこれは中断してしまつては、機能訓練の向上はできません

ので、いかに継続していくか、それは行政の仕掛けだと思うんです。その仕掛けを上手にできるか否かでこの介護予防の成否は決まると思いますので、どうぞその辺に重視されまして、これからの予防事業にお取り組みをいただきたいと思います。

それから、最後の学校の統合の問題であります。手順を踏まえて進めていくという教育長さんのお話であります。私どもから言えば、少しスピードが遅いような気がいたします。もっと迅速に、この時代もっと迅速に、もう少子化は絶対これは決まったことありますし、23年度には全校で16人になるというそういう学校も出てまいりますので、今からすぐにこの問題はスピード化して取り組まれることを切に希望いたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

議長（小林 宏君） 以上で、11番三村由利子君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第4号、2番関 誠一郎君の発言を許可いたします。

2番関 誠一郎君。

〔2番関 誠一郎君登壇〕

2番（関 誠一郎君） それでは、通告によりまして、順に質問してまいりたいと思います。

3町村合併しまして、本当に非常に厳しい財政の中、昨年度は早期希望退職者を募りまして、多数の方が退職されたわけですが、今後の対策として2項目の事務委託費を含めても対策として質問してまいりたいと思います。

そういう中で、今年度は新採をとらなかったという実情であるようですが、これは将来的に町の行政として大きな行政のおくれをとるといえるように感じますので、今後また早期退職者をことしも募っていくのか、そしてまた新採についてどのように考えているのか、町長にお伺いします。

また、事務委託費であります。非常に今年度は約8億6,000万円という委託費が出ておりますが、ことしの一般会計予算で4.9%の増を見ながらも、去年の委託料11億円からすると、かなり委託費削減についても努力はしているというふうに見えますが、昨日提出された予算書の中で、まだまだ経費を削減できる部分があるのではないかとこのように考えておりますので、町長の考えを伺いたいと思います。

2点目ですが、教育振興対策、1番目で義務教育とは基本的にどのように考えているのか、と申しますのも、今回もそうですけれども、ALTの採用において、ちょっと格差が出たように、採用の仕方の格差があるのではないかと私なりに調べてきましたので、なぜそのような格差が生じたのかお伺いしたいと思います。

2点目ですが、各学校の行事において町のバスが運行できないかという点ですが、私も桂中学校のPTA会長をやっておりまして、3月に町の通達で練習試合のバスは出さないと、ですから、親の負担約1万5,000円から1万8,000円の負担をしてくれという通達がありました。今義務教育の中で、県立高校が約1万8,000円ちょっとの授業料がかかり

ます。そして、義務教育であっても平均1万3,000円からかかります。そういう中で、いろいろな家庭の事情でなかなか大変なところもあるわけですが、そして、義務教育中学校においては全員部活に入ると、入るけれどもバス代は運用できないと。ちょっと一貫性がないのではないのか。やはり全員部活に入れるのであれば、やはり町としてもそれなりの努力はしてもいいのではないのか。その点バスの運行ができないかどうかお伺いします。

3点目に、児童・生徒の通学の安全対策であります。ここ五、六年前までは車に注意するように、交通事故に注意するようという入学式でもかなりそのあいさつがありました。今は人に注意するようというあいさつにしないで、本当に残念な時代であります。そういう中で通学路について、今年度は街路灯5基という予算が出ておりますけれども、電柱があるところについては街路灯は可能なんですけれども、通学路に電柱がないところが結構あるわけです。それについて、今太陽光発電による光ダイオードの防犯灯を設置をしていただき、そして、子供たちが安全に通学できるように何とか取り組んでいただきたいというふうに考えて、町長、教育長の考えをお伺いするものであります。

以上2項目の第1回の質問を終わりにします。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 2番副議員からの一般質問であります。財政再建対策についてということであります。

今後の対策としてどのように考えているのかということですが、いずれにいたしましても、景気低迷、三位一体の改革等の実施等により、町税の収入、国・県補助金等が落ち込んでおり、これらの対応をするために財源不足額を基金から取り崩して補てんをしてきておるような状態でございます。今後も健全な財政運営を基調として合併に伴う削減効果、行政水準の一元化に取り組み、影響等を反映させるとともに、歳出の効率化、質的改善に取り組んで、地方分権や今後の少子高齢化社会の進展などに柔軟に対応してまいりたいと考えております。

平成18年度の予算編成を踏まえまして、人件費の抑制を初め事業の見直し、特別会計への繰出金の縮減、指定管理者制度の導入などに取り組んでまいりました。予算編成をいたしました。今後は短期的な収支均衡のみを追及するということではなくて、単にスリム化による机上の数字合わせに終始することなく、本来求められる建設的な行財政の再建を、町民とともに新しい将来像実現のために努力してまいりたいと考えておるところであります。

また、それらに対しましては、18年度は17年度に比べまして、特別職の報酬の削減、四役は17年度5%でありましたが、18年度は町長10%、そのほかは5%の削減をいたしております。また、職員定数の削減等にも取り組んでおるところであります。また、指定管理

者制度の導入等によりまして、それらの委託金等の縮減等にも取り組んで、18年度予算編成をしまいったところであります。

また、職員退職に伴う新採職員を採用しないと、そのところがあいてしまうであろうというようなご心配かと思えます。確かに昨年、ことしと2年続けて採用をしておりません。将来的な定員管理の目標数値、そういうものにとらみ合わせながら、いずれ採用する場合には、そういう年齢層等も考慮しながら、バランスのとれた職員の年齢構成、人的構成、そういうものを見据えながら、採用する場合には採用に踏み切っていきたいとそういうふうにご考えておるところであります。

それから、事務委託費の問題であります。大きなものとして電算委託関係が大きいものであります。委託金額等につきましては、17年度においては、5%の削減という方針のもとにそれぞれ契約をしまいました。さらに、安易に委託という方針ではなくて、職員でできるものは職員でやっていると、そういう精神も大事かと思えます。こういう中で、国においての三位一体改革における指針では、民間でできることは民間でというようなこともございますので、そういうものもリンクさせながら、できるだけ委託経費の削減に努めてまいりたいと考えております。

次に、教育振興対策であります。教育とは基本的にどのように考えているのかということで、高邁なご質問でございますが、義務教育は国民が共通して身につけるべき公教育の基本的な部分を、だれもが等しく享受できるよう制度的に保障するものであると思っております。その基本的な役割は人間として、家族の一員として、さらには社会の一員として国民としての共通に身につけるべき基礎、基本を習得されることであり、人格形成の基礎を築く上で最も重要な制度と考えております。義務教育、小学校6年間、中学校3年間に、それらの基礎的な教育を身につけていくことが非常に大事なことでありと思っております。

また、その後のALTの問題であります。これについては、教育の基本的な考え方とあわせて、教育長の方からご答弁を申し上げたいと思えます。

次に、学校行事において町のバスが運行できないかということでありますが、平成17年度における公用バスの運行回数は約200日であります。そのうち小・中学校の利用回数が約6割を占めておるといような実情であります。学校行事に利用される部分について、また、部活等に利用する部分等について、現在、城里町公用バス管理規定に基づいて運用をしておりますが、学校行事の範囲内、また、そういう範疇をとらえていく、これはそれぞれの担当部課で判断をしていくべきものであります。これらについては、それぞれ担当課長の方からご答弁を申し上げたいと思えます。

本年度教育費における自動車の借上料は約850万円を計上をいたしております。

次に、児童・生徒の通学の安全対策であります。確かに議員ご指摘のとおり、非常に社会的な問題として、いろいろな通学、下校途上における事故等が起きていることは非常

に遺憾であり、また、悲しい出来事であると思っております。防犯灯の設置等につきましては、できるだけそういう要望に沿いながら設置をいたしております。昨年度等においては、中学校の生徒会等の要望も入れながら、そういう場所にも防犯灯を設置したという経過がございますので、そういう中で、なお学校の通学安全のための防犯対策等については、十分に配慮しながら取り組んでまいりたいと思っております。

これにつきましても、教育長の方からご答弁を申し上げたいと思っております。

以上でございます。

議長（小林 宏君） 教育長。

〔教育長三村亮一君登壇〕

教育長（三村亮一君） 閣議員さんからのご質問にお答えしたいというふうに思っております。

特にALTの話について出てきましたけれども、現在、城里町の中に雇用しているというのか、ALTとして仕事をしていただいているのが4名おります。その雇用形態が若干違っているんですが、去年は個人契約で2名、それから、文部省との関係でということで受け入れたのが1名、さらにいわゆる一般派遣会社からの派遣ということで1名の合計4名でした。ことしは、個人的な契約で2名、それから、派遣会社からの方で2名という雇用形態をとっております。

英語教育が重要視される中で、ALTに期待される面というのは非常に多いこと、そういう面に関議員さんの方でも心配をいただいているのかと思うんですが、これについて、若干ことし変えた理由ということもお話をしていきたいというふうに思うんですけれども、昨年と違った派遣会社からの2名の件なんですが、特に桂中の方は、去年は県を通してというふうな形で雇用していたわけです。このために正直なところ県の行事に派遣を要請されて出ていく時間が大変多くて、残念ながら小学校、桂地区、反面英語の指導ができなかったという経過もございます。そういうこともあって、しかも、昨年度常北中の方については、派遣会社からのALTで大変スムーズにいったというふうな経過もありましたので、ことしはその形でお願いしようということで、2名常北中と桂中については派遣会社からで、派遣をいただきました。

これについて差があるのではないかという話もちょっと今出てきたわけですが、何か実はこれについて、そういう声もありましたので、現場へ行っての様子確認も教育委員会としてはいたしました。ただ、国による文化の違いというのか、風習の違いというのか、考え方の違いというのか、その辺がなかなか子供たちに受け入れられないという面もあるのではないかというふうに思います。

実際、私がALTとの交流の中で経験したこととして2つばかりお話をしてもみたいと思うんですが、運動会の練習の様子を見ていたときに、ALTと話をした中で、どうしてこの学校はこんな軍隊みたいなことを中学生にやらせるんだということを言われました。

それから、廊下の壁が結構手あかなんかで汚れたものですから、教務主任と一緒に壁の塗りかえをやるかといって始まったらば、どうしてこんな奴隷みたいな仕事を先生らがやるんだということを言われたんです。何を考えているんだろうと内心は思いましたけれども、これはその国の文化というのか、風習というのか、その辺の違いが大きいのかなと思って、逆に国際理解というのはそういうことも含めて国際理解をしていかないとならない面もあるだろうというふうに思います。

また、昨日聞いた話なんですが、イギリスに留学に行った、ホームステイをしていて今夜は食器の片づけをお手伝いしましょうよという話をしたらば、回りにいた人は全部ばあっと自分の部屋へ行ってしまったんだそうです。イギリスではお手伝いをするということは任せますということなんだと思って、本当にその後どういうふうに働きかけをとというのか、話を通していったらいいのかわからなくなって大変困ったんですという話を聞かされました。

そういうことで、若干風習の差、そういうところも国際理解教育の中での大事な部門であるというふうに考えますので、そういう点で今後若干誤解を解くようなことはしなければならぬと思いますけれども、そういうことでご理解いただければなというふうに思っているところです。

それから、学校行事等に町バスの運行がという話がございました。現在、各学校での特に小学校なんですが、社会科見学、これは消防署へ行ったり、警察署へ行ったり、県庁へ行ったりというようなそういう現場学習をかなり幅広く展開しているわけです。また、小学校での交流会、球技交歓会、あるいは陸上記録会、こういうことにも児童輸送に当たってまいりました。遠足を除く行事について、石塚小学校は人数が多いということもあって、自己負担という形で現在運用されているんですが、残りの学校については、町バスを申請があったらば郊外学習等に利用するというので、昨年度小学校で114回、中学校で9回ほど利用してきたわけです。

また、町長の方から話がありましたように、公式の大会の参加費として800万円余の金を予算計上しているわけです。そういう中で、参加をしていただきたいというふうに思っているんですが、ただ議員さんが指摘されたように、練習試合に出ていくというのは大変多いことも事実です。ここまでやらなければならないのかなということも、そういう気もするんですが、やはり体験というのか、試合を通して強くなるという面もあると思うので、特に練習試合等についての町バスの使用については、今後十分検討していきたいというように考えております。よろしくお願ひしたいと思います。

それから、安全確保というような点から防犯灯のことなんですが、これは私の方の管轄ではないような気もするんですが、よろしいですか。すみません。

議長（小林 宏君） ただいま17番小坪 孝君が出席いたしました。

三村町民課長。

〔町民課長三村敏男君登壇〕

町民課長（三村敏男君） それでは、ただいまの質問についてお答え申し上げます。

通学時の安全対策ですが、町としまして、防犯灯については平成18年度で20基を予定してございます。地域安全対策室の取り組みといたしまして、下校時に合わせまして、各学校、各地域で、そして町としてもグループを組んで巡回パトロールを実行しております。

以上でございます。

議長（小林 宏君） 2 番 関 誠一郎君。

〔2 番 関 誠一郎君登壇〕

2 番（関 誠一郎君） 財政再建の問題であります。本当に厳しいというのは現状でわかります。ただこの間平成18年度の事業視察箇所の中で、本当にここを道路拡幅するよ、改良工事をやるというこういう緊急な財政の中で、もっと先見的に優先的にもっとやる箇所があるのではないかと。私の後ろの方にいた視察のときに、これをやるならもっと通学路を広くしていただいて、安全を確保していただきたいという声もありましたが、本当に緊迫した財政の中なら、そういう道路改良工事をもう少し考えていただき、優先順位を決めながら事業を行っていただきたいと思っております。

事務委託経費であります。先ほども申し上げたように、昨年に比べてかなりの減額がしてあるということを言いましたけれども、町長の申すように、なお一層の努力をしていただきたいと思っております。

教育振興対策費であります。ALTの採用についてであります。面接のときにもう少し詳細に注意しながら面接していただき、採用していただきたいというように要望してまいりたいと思っております。

あとは各行事の町のバスの運行についてであります。やはり教育長がおっしゃるように、練習試合のバスであります。この練習試合、本当に数が多く、ある中学校の部活では、年間4万円払っているんだそうです。ですから、今回桂では、先ほど言いましたように、今まで出していただいたのが増額になるということは、本当に負担に考えておりますので、町としても前向きに、親に負担がかからないように前向きに考えていただきたいと思っております。

3点、児童・生徒の通学安全対策であります。先ほど私5基と言いましたが、大変申しわけありませんでした。20基でありました。それと同時に、電柱があるところは防犯灯はつくけれども、電柱のないところに対して対応できないかということについて、町民課長から再度伺いたいと思っております。お願いします。

議長（小林 宏君） 三村町民課長。

〔町民課長三村敏男君登壇〕

町民課長（三村敏男君） 電柱がないところというご質問でございますが、今後検討してまいりたいと思っております。

議長（小林 宏君） 2 番関 誠一郎君。

〔 2 番関 誠一郎君登壇 〕

2 番（関 誠一郎君） 先ほど申し上げたように、今は防犯灯でもかなり精度のいい太陽光を利用した防犯灯もございますので、今その防犯灯は維持費がかからない、最初は多少高いかもしれないけれども、光ダイオードを使いますから維持費がかからない防犯灯もございますので、何とぞ安全確保に十分考えていただきまして、対応していただきたいと思っております。

以上をもちまして、私の質問を終結いたします。

議長（小林 宏君） 以上で、2 番関 誠一郎君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第 5 号、4 番桐原健一君の一般質問については、4 月 18 日に本人からの取り下げ願を許可いたしましたので、通告順番を順次繰り上げます。

ここで 2 時 20 分まで暫時休憩いたします。

午後 2 時 0 7 分休憩

午後 2 時 2 1 分開議

議長（小林 宏君） 引き続き会議を再開いたします。

次に、通告第 6 号、12 番松崎信一君の発言を許可いたします。

12 番松崎信一君。

〔 1 2 番松崎信一君登壇 〕

1 2 番（松崎信一君） 通告制によりまず一般質問をさせていただきます。

質問の前に、平成 17 年 2 月 1 日付をもちまして、1 町 2 村の合併が実現いたしました。それから、半年もたたないころ、城里町をよくする会の有志の皆様が、合併をして希望に満ちた町になるはずが、財源不足で思うようにいかないと。52 名の区長さんが誕生しても、区民からの新規要望どころか継続事業さえもできずじまいと。何のための合併だったのかと。住んでみてよかったといわれるような町ではなかったのかなどさまざまなお意見があったことは事実ではないかと私は思います。

新町長の平成 17 年度の施政方針の中で、私が一番頭に残っているのが、公平で公明な垣根を越えたまちづくりをスローガンに掲げたことは、町民だれしもまだ記憶にあるはずです。しかしながら、実情は議会議員がやはり私もそうでございますが、職員の人件費削減を唱えれば返ってきたのは、55 歳以上 58 歳までの勧奨退職による対応、次は、農業委員さんの人件費と議会議員の経費削減だ。当然那珂川の川の流れのように、だれもこの流れはとめられません。一たびくいを立て流れに逆らえば体制の上に流されてしまう、このことはだれも今度の住民投票でわかったはずであります。

城里町をよくする会が先駆けて行ったこの運動は、近隣の新生常陸太田市、常陸大宮市、桜川市、石岡、笠間市など近隣に多大な影響を与えていることも事実であります。連日の

新聞報道にも大きく取り上げられましたが、その中で平成18年4月12日のある新聞記事のデスクの声を紹介し、本題の質問に入らせていただきます。

平成の大合併で膨れ上がった市町村の議員数、財政難を抱え込む各自治体では、頭の痛い問題に直面している。常陸太田市、常陸大宮市の住民の方々が城里町に続いて、その中で徳島県美馬市は、昨年4町村合併で57人にふえた市議を減らすため、議員みずから自主解散を決め、即日解散した。議員の間から早く議員の数を減らそうとの声が出て、全協で了承したという。合併をスムーズに行いたいとの裏事情がある中で、この在任特例という果実を捨てたこの決断に敬意をあらわしたいと書いてありました。

私もこのご意見に賛成だが、実現できなかったことが残念であります。後に残ったのは、私にはしこりだけのような気がいたします。「役場職員は58歳で定年なのですか」と町民に誤解されたり、議員も在任特例を1年短縮で行ったこと、次は、今度は町を運営していく町長を含めた方々が行財政改革を率先していく役割があるのではないか。町民は非常に期待しているはずであります。

合併特例債を全く使用せず水戸市との合併をいう声も、まだ時期が早いのではないかとということも言われております。ただ財政力指数は、県内で太子町と並んで最低レベルの0.336、金がないないと何もやらない政策から、工場誘致、雇用促進などの財源確保に切りかえた政策を町民は待っているのかもわかりません。

それでは、多くの町民の支持をもらった18分の1議員が、予算議会ともいえる本定例会に町民の代弁者として町長を含めた執行部の皆さんにご質問させていただきます。

まず初めに、(1)の平成17年度一般会計、特別会計予算の執行に伴う反省と、平成18年度一般会計、特別会計予算についてお伺いいたします。

平成17年度一般会計と平成18年度の一般会計の歳入の部で幾つかお伺いいたします。

一つ、平成17年度町税が17億6,783万5,000円でしたが、18年度は18億532万6,000円を見込んでおります。この差3,749万1,000円はどのような歳出方法で行っているのか、また、その町税の伸びは今後も期待できるのか、1点目お伺いいたします。

2番目、続きまして、地方交付税であります。17年度は合併時の合計額が38億3,220万5,000円でありました。そして、私は昨年度もこの件は取り上げましたが、国からの政策で毎年減額となるようであります。この交付税は、17年度は全予算の比率で40.8%を占めておりましたが、18年度は37億6,574万5,000円で、構成比は38.2%と、心配なことが現実となってきました。この交付税の将来の見通し額は、もう既に暫定ではありますが、国から明示されているはずであります。将来の見通し額とこの差をどう埋めていく計画があるのかお伺いいたします。

3つ目、次にこの繰入金であります。

平成17年度は3億2,482万8,000円で、18年度は4億4,700万4,000円で37.6%も伸びておりますが、この繰入金をこんなに持ち出して歳入の増を見ましたけれども、後の残高は大

丈夫でしょうか、まずお伺いいたします。そして、この繰入金のもとであります基金残高は現在幾つくらいあるのか、財政調整基金、減債基金、そして、特定目的基金16項目すべてについてお伺いをいたします。

大きな4つ目です。

続きまして、町債でございます。17年度は8億5,450万円で、全体の構成比率は9.1%でした。しかしながら、18年度は12億5,840万円で、全体構成比率は12.8%であります。この町債の内訳をお伺いいたします。

また、18年度までの町債の合計額は幾らくらいになるのか。合併前の合計額は旧常北64億9,000万円、旧桂48億5,000万円、旧七会27億1,000万円で、約140億円あったと記憶しております。さらに、町債の返済計画や将来にわたっての取り組み方について町長のお考えをお伺いいたします。

続きまして、大きな方の にお伺いいたします。

一般会計の平成17、18年度の歳入の件で最後のこれは質問になりますが、17年度は合計93億9,700万円、18年度は合計98億6,000万円であります。この中で、国庫支出金が17年度3億2,981万9,000円で、18年度は4億4,692万9,000円あります。また、県支出金が、17年度7億139万8,000円で、18年度は7億4,039万8,000円と、国と比べ県の伸び率が少ないような気がいたしますが、国・県との協議などはどのような方法でどなたが今予算の際に交渉を行っているのかお伺いいたします。

続いて、歳出についてお伺いいたします。

1番、平成17年度の合併前の1町2村の人口を2万2,900人とすると、人件費の合計が23億1,000万円あります。その町税対比で、その町税収入は旧常北10億8,000万円、旧桂4億7,000万円、旧七会さんにおかれましては2億2,000万円で、合計約17億7,000万円と。昨年と質問のときも述べましたが、平成18年度の城里町の一般会計の歳出の部で、人件費の占める割合は歳出合計98億6,000円で、どのくらいのパーセントになるのか。ちなみに昨年度は23億1,000万円割る93億円でしたので、約24%近くあったように記憶しております。できるだけ市の職員数は現行の1%以内に、人件費の占める割合は14%くらいが望ましいといわれております。その数字を視野に入れて、今年度予算編成に際しどのような対応を行ったのかお伺いいたします。

2番の方へいきます。

議会費が大きく歳出の減となったことは言うまでもありません。42人の議員数が18人となり、1億1,594万9,000円の減となりました。そして、町民においても2億4,514万5,000円の減と、どちらも大幅な人件費の減が大きなウエートを占めていると思われます。この2つの合計で3億6,109万4,000円も減額となっております。この削減したことにつきまして、削減額について町長はどのようにお考えなのかお伺いいたします。

3番目、民生費と衛生費の増が、少しずつですが城里町の台所事情を圧迫しているとい

うことは言うまでもありません。そして、この手の打ちようにもその方法もないと、私も今のところは思いますが、この件について将来にわたっての計画や対策など、町長がお考えになっていることがありましたら、具体的にお伺いいたします。

4つ目、商工費についてお伺いします。

商工費については、2億5,473万1,000円も減となり、この大きな減額となった最大の理由をお伺いいたします。

城里町の商工業者は皆苦しい状況であります。昨年の商工会の補助金の40%削減は、町内の商工業者に大きな失望を与えたことは町長はご存じのはずであります。旧桂の沢山地区を初め石塚地区の商店街、何とも元気がありませんが、その活性化対策はどのようにお考えになっているのか。もちろん商工業者当事者もみずから考えなければならないことも私はそう思いますが、今は行政が手助けを行わないと、手遅れになってしまうのではないかと。本年度歳入の部でも、町税が昨年と比べ増額となることには私には何とも理解できませんが、商工費の内訳を視野に入れての町長のお考えをお伺いいたします。

土木費にいきます。大きな の方にいきます。

土木費も昨年度よりは若干増額となり、消防費と教育費が大幅な増額になっているようですが、これは消防庁舎と小松小体育館の新築と改築の件と理解しております。どちらも町民の皆様の陳情や請願による増額と聞いております。その中で、災害復旧費は余りにも予算計上がおおくて、しかも半年も1年もかかってしまう、区長の役割が十分にできていないなど批判が多数ありますが、土木費の中の区長からの昨年の要望達成率と災害対策の対応をどうお考えになっているのか、町長にお伺いいたします。

歳出の中で、平成18年4月1日現在の職員数は259人でありまして、まだ人口の1%以内の230人以内には達成しておりませんが、都市建設課15人です。その予算の額には委託料が多いのではないかと。先ほども出てきましたが、できるものは職員さんで測量や設計ができないものか、また、下水道課さんは8人、水道課さんは10人は逆に予算の割には少ないのではないかと、その辺の対応をどのように考えているのか、町長にご説明をお伺いいたします。

そして、この技術職員数は、今本町では何名ぐらいいらっしゃるのか、そして、有資格者は何名いるのかもあわせてお伺いいたします。

の方へいきます。

平成17年度の一般会計での予算編成の執行での反省を、平成18年度にどのように取り組んだのかお伺いいたします。

特に都市建設課の昨年の不用額の大きい反省と災害への対応はなぜ迅速にできなかったのか。国・県は簡素化によりスピーディを掲げておりますが、本町におかれましては、セブンイレブンの竣工検査やエコスの竣工検査に各課よりバス1台での検査体制、これはどうお考えになっているのかお伺いいたします。

17年度一般会計予算の工事請負額が2億363万3,000円で、1町2村合併としては過去最低で、52の区長さんからの要望に非常に満足がなかったと。ただし、平成18年度は、8億5,748万9,000円、6億5,385万6,000円もアップしました。昨年度がいろいろな諸事情で執行できなかったところが本年度はできるのかどうか、また、合併前の測量済み箇所への対応はできるのかどうか、地権者の測量にはからないところがかえって腐っているところが執行できるのかどうか、具体的にお伺いいたします。

委託料が17年度11億2,338万2,000円に対し、18年度は8億5,748万9,000円と23.7%も減となり、大変努力していると私は思っております。ただ先ほども出しましたが、まだまだ削減できるかなと私は思っておりますが、何か具体策があればお伺いしたいと思います。

10番目、貸付金が17年度、18年度とほぼ同額であります。そのうち1,500万円は物産センターへの貸付金であると思っております。昨年の株主総会より一向に進展しないようですが、いつまでこの件を保留とし、あの固定資産の建築構造物を開かずにおくのか、理由をお伺いいたします。

続いて、平成17年度の特別会計予算と平成18年度特別会計予算についてお伺いいたします。

国民健康保険特別会計の事業勘定と施設勘定については、昨年との対比は余りありませんので、これは結構でございますが、老人保健特別会計は、昨年度に比べ歳入歳出とも1億1,099万4,000円と減となっております。この最大の原因はどのようなことが考えられているのか、また、その対象の人数等もあわせてお伺いしておきたいと思っております。

続きまして、介護保険事業の5の方へいきます。

介護保険勘定の歳入歳出の対比で4億5,776万3,000円もの伸び率があるが、その最大の原因と今後の予想はどうなるのか、実態を踏まえてお伺いいたします。

の方へいきます、特別会計です。

公共下水道事業特別会計の歳入歳出の比較で、1億6,163万9,000円が減となっている理由、全体の国補比率の割合を金額で明示してほしいと思っております。

4つ目、特別会計のすべての17年度までの起債総額が幾らあるのかをお伺いいたします。

5番目にいきます、です。

最後に、一般会計、特別会計についてまとめてご質問いたします。

17年度の基金の残高は約18億円でありましたが、18年度はどのくらいになるのか、地方交付税の推移は、2008年度34億3,000万円、2011年度33億3,000万円、2014年度32億円となる予想であります。17年度末の財政状況による公債費負担率はどのくらいか、20%を超えた場合の対応についてお伺いいたします。

まだまだ職員数が人口の1%に達していないと、本年度の人件費削減策としまして、17年度のような勧奨の退職を行うのかどうか、また、これはいつごろまで考えているのかお伺いしたいと思います。

医療施設の対応としましても、これは先ほど玉川議員さんからもありましたが、私からは違う方の角度からお伺いしたいなど。

桂診療所におかれましては、私も検討委員会に入っておりましたが、入院施設がないため運営が可能であると聞いております。これは人件費が少ないためではないかなと私は思っております。七会診療所さんにおかれましては、月平均の入院患者さんが昨年は2.9名であるのに対し、職員さんが歯科を含め本年度は17人で、しかも臨時職員を募集する等、この対応をいつまで続けられるかなと私は思っております。町長のお考えをお伺いいたします。

続きまして、大きな(2)の水道料金の格差の調整状況についてお伺いいたします。

私は昨年9月定例会に町長に質問いたしました。その結果、この水道料金の格差につきましては、できるだけ早い時期にとの答弁でございましたが、その定例会を過ぎてからは、忘れたかのように一向に進展しておりません。ところが、その点については、多くの旧常北町民や旧七会の住民から、そのような実態についてなぜ早く合併協議会で調整できなかったかなど、さまざまなご意見がありました。今度の選挙運動中におかれましても、多くの町民が不満を持っていることは確かであります。そして、旧七会町民の皆様にも、古内地区を經由して小松機場からことしの水道計画がなされようとしております。

この水道機場の水道計画は、私が議員になった平成8年のころ、当時の町長さんが、石塚地区が水不足のため、給水の方法として藤井川河川敷に多額の経費をかけた井戸が完成したのが機場であります。当時の計画では、1日当たり1,200トンの給水をする計画で行ったわけであります。それが今度の計画は、上古内地区を經由して旧七会地区への通水計画であります。旧小松住民は、そのようなことをだれが要求したろうか、私を含め当時の4人の議員もおりましたが、何一つの文句も条件も言わず、地権者の同意を得、完成した歴史があります。いずれにせよ、この下水道の計画も多くの水を必要としております。私は反対する気などは全くありませんが、当時のことを考えると、旧小松地区の住民への心情も幾らかは察してもらいたいものであります。余り住民の感情を刺激しないような政策も必要ではないかと私は思います。

そのような中でも、この料金の差は私が計算しますと、旧常北世帯数4,622世帯、基本料金1,890円、旧桂地区2,285世帯、基本料金1,386円、旧七会地区286世帯、基本料金2,100円、この3件を常北をベースとして計算しますと、2年間(24カ月)で桂地区が2,285世帯掛ける504円掛ける24カ月、2,763万9,360円の減、また、七会地区は286世帯掛ける210円掛ける24カ月は144万1,440円の増となっている企業会計であります。国民健康保険税も介護保険料も敬老会の費用もすべて垣根を越えた公平で透明な調整項目が、なぜ今早急にこれができないのか、町長のお考えをお伺いいたします。

2点目につきまして、水道料金の件では、私は平成17年9月にも議会で取り上げました。そのときの内容は、毎月の基本料金も各地域ごとにばらばら、そして、加入金もばらばら

と、その質問に町長は何にしてもできるだけ早い時期に対応と、このできるだけ早い時期とはいつごろなのか、もう待ってられないような心境であります。給水計算の方が七会の住民は桂地区の方が安いのではないかなというふうなご不満もあることを前提に、この件につきまして、ご説明を願いたいと思います。

3点目としまして、先ほども述べましたが、垣根を取り払った公平公明とは、この水道料金の件ではどのように理解すればよいのか、また、町民のどのように説明するのか、小松地区の水源は石塚地区の水不足のためと勝見沢の大型団地計画がございました。その地区への水の供給源といわれていましたが、小松地区住民への説明や協力してくれた方々への説明責任はだれがどのように行ってきたのか、また、これからするもりなのかお伺いいたします。

4点目としまして、この小松地区の住民は、一言も町当局に対しまして、条件もつけることもなく、覚書もとることもなくただ黙って見ていましたが、私が何回もこの不満の声を代弁しても、一向に改善が見られないようなことがあったならば、これは非常に残念であります。なぜなら、無条件で理解した地元小松地区の水道普及率もまだ十分ではないからであります。だから、本年の視察事業箇所にも入っていましたが、いまだにまだ緊急防災の対応もない、そういう地区も多々あるということでありまして、その辺の対応を見据えての給水計画実施はという声がありますから、その件についてのことを町長にお伺いしたいと思います。

続きまして、大きな3の方にいかせていただきます。

委員報酬条例の抜本的な改革を行うことはということでございますが、これも昨年9月の定例会でも質問いたしました。委員長4,500円、委員4,000円、何でもかんでもそのような金額であります。その委員報酬であります。金額の算出基準とそれから他の町村の財政指数と比較した場合がこの条例なのか、それから、この委員報酬が出る場合、出ない場合の集まりがあるみたいであります。その違いをあわせてご説明願います。

最後の方にいかせていただきます。

(4)の臨時・嘱託職員の採用の件でございます。正職員数を人件費の削減を理由に55歳から募集し、17名の方々が早期退職となされました。20人の課長さんの中で11名の方々が含まれております。私の計算によりますと、年間1億6,935万円の人件費削減となったはずであります。ただし、1年目は退職特別負担金600万円掛ける17名ですので、1億200万円の支出がありますから、ただし、2年目からはその金額になると思います。そのように調整し、正職員さんに協力してもらっている現状で、なぜ臨時・嘱託職員を採用するのか、この条例は私が4年前に法の違法性となることを唱え、当時の常北町で修正したものでございますが、中には例外もあります。しかしながら、正職員さんはあくまでも本人の意思により退職なさるわけで、それもこれも町民を思っただけのご決定ではないかと私は思っております。

そこで、私は13の小学校のパートさんなども、町の正職員さんを3時間のパートだけでなく教育委員会の方から回してもらえればありがたいかなと。玉川議員さんからも出ましたが、そうすれば、経費の大幅な削減が同時にできるのではないかなと。そして、各地域の方々ともコミュニケーションも図れるとし、教育への理解度も保てるのではないかなとそういうふうに思っております。そして、あとで本町に戻ったときに、福祉にも教育にも役立てるような職員さん、立派な教育職員さんになられてくると私は思っております。町長は今度の臨時・嘱託職員さんの採用とあわせてそのような考えを持っているのかどうか、お伺いしたいと思っております。

2点目としまして、この職員さん方への削減は、本年度努力することは理解できますが、まだまだ私は多いと思っております。本年度は町管理職の方々の自主的な大幅退職があり、また、議会議員の定数の大幅な削減、それなのに反面、お知らせ版やその他の方法で臨時職員、嘱託職員、パートなど、正職員で対応できないものなのか、何か弊害があるのではないかと、その理由をあればお伺いしたいと思っております。

そして、3点目、平成18年度4月1日現在の臨時の職員数と嘱託職員数、それからパート職員数をすべてお伺いいたします。そして、人数でございますが、それぞれの課でどのような担当役割がこの職員さんはあるのかどうか、それをお伺いしたいと思っております。

4点目としまして、各課とも再契約の時期としまして、契約時の諸手続と政治倫理条例に基づくような採用体制を行っていると思っております。就職難といわれる今日、特別職においても公平公明な対応とは、また採用基準はどのような方法で行っているのかお伺いしたいと思っております。

それから、5点目としまして、採用後の対応について、城里町職員職務規定を準用となっており、出勤簿はだれが管理し、遅刻・早退の対応はだれが行っているのかお伺いしたいと思っております。

6点目、その職務規定の中に勤務時間中の離席、第8条物品の整理保管の内容、これは第9条であります。庁舎内外の整理整頓は10条であります。以上の点について、新採の臨時職員さん、嘱託職員さんは内容を十分周知しているのかどうか、だれが教育しているのかお伺いいたします。

最後になります。

臨時職員（嘱託職員）は、地方公務員法第22条第5項の規定により、任命権者は、緊急の場合6カ月を超えない期間で臨時に任用を行うことができるとあります。この緊急性というものを各課ともどのような場合を示すのか、具体的にお伺いいたして、1回目のすべての質問を終了したいと思っております。

ご清聴ありがとうございました。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 12番松崎議員からの一般質問にご答弁を申し上げます。

第1番目に一般行政についてということであります。

項目が多岐にわたっておりますので、順番が違うものがあるかもしれませんが、そのときはご容赦を願いたいと思います。

第1点目の平成17年度町税が17億6,783万5,000円であったのが、18年度は18億532万6,000円というふうになっておる、これらはどういう算出でやっておるのか、また、今後ともこれらの町税の伸びは期待ができるのかということでございます。

町税が3,798万円増になっております。これにつきましては、個人住民税は平成17年度の地方税制改正におきまして、定率減税を2分の1に縮減したため、約4,500万円の増収を見込んでおります。しかし、所得割が減額になっておりますので、また、法人税につきましては、景気の回復等を見込んで若干の増収を見込んで、それらがふえておる一つの要因であります。

また、今後町税の伸びは期待できるのかということでございますが、平成19年6月課税から定率減税が今度は2分の1から廃止になります。また、三位一体改革の一環として、所得税から個人住民税へ税源が移譲がされる、そういうことになる関係で、この部分については増収が望まれるわけでありまして、しかしながら、地方譲与税の所得譲与税分が減額されるということが予想されておりますので、総体的には大きな伸びは期待ができないというふうに考えておるところであります。

また、歳入の確保としては、税負担の公平性、そういうものの観点から徴収率を上げると、そういうことも一つの努力目標として努めてまいりたいと考えております。

2番目に、地方交付税が減額になっているということに対しまして、将来の見通し額とその差をどう埋めていく計画があるのかということでありまして、議員ご指摘のように、地方交付税、平成17年度は38億3,220万円でありました。前年対比6,646万円の減というふうになりまして、18年度が37億6,574万5,000円ということをして計上いたしております。国の平成18年度地方財政計画等では、83兆1,800億円程度と見込んでおり、前年対比0.7%の減となって、全体として地方財政計画は減少しているとそういう見通しでありました。

また、地方一般財源総額について前年度を上回って確保された200億円の増も、55兆6,300億円となっておりますが、このうち交付税については9,900億円の減であります。これらは前年対比として5.9%減ということでありまして。

以上のような国の状況を踏まえながら、また、合併に伴う交付税の臨時的財政措置がございまして、合併関連の上乗せ分、そういうものを算定に入れながら、なお今後の交付税につきましても、国の三位一体改革を踏まえて減少傾向ながらするということが予想されますので、そういうことに傾注しながら、新たなる財源の確保に努力してまいりたいと考えております。

次に、財政調整基金、減債基金、それらの目的基金について申し上げたいと思います。

17年度末残現在で、基金残高、財政調整基金12億6,232万3,000円、減債基金 1 億2,654万8,000円、ふるさと創生基金 1 億4,864万7,000円、地域福祉振興基金 2 億7,517万3,000円、地域振興基金1,561万1,000円、公共施設整備基金 4 億5,932万9,000円、スポーツ及び芸術文化振興基金246万8,000円、家族旅行村基金2,368万5,000円、番場まつの基金1,480万1,000円、児童・生徒善行賞基金130万2,000円、生活環境整備基金 1 億9,015万7,000円、ふるさと水と土保全基金420万1,000円、地域下水道基金1,895万9,000円、国保支払準備基金 2 億1,222万3,000円、介護給付費準備基金2,008万4,000円、就学奨学基金、現金で806万1,000円、貸し付けが3,688万2,000円、肉用牛特別導入事業基金、現金で1,218万7,000円、貸し付けで2,145万5,000円、土地開発基金、現金で 1 億5,105万6,000円、土地として 1 億6,737万円であります。

続いて、町債の関係であります。町債の返済計画や将来にわたっての取り組み方についてということであります。

町債につきましては、私は基本的には非常に大きな町債を抱えておるという中で、起債はいろいろな事業を起こすときには必要な部分でもあります。基本的には元金の分を超えないような起債をしているということが一つは原則かなと思っております。平成18年度につきましては、12億5,840万円を起債をする予定になっておりますが、元金返済は13億5,704万円となります。そういう中で暫時縮減をしていく、しかし、起債の中に交付税措置やいろいろな財政策がある起債もございます。そういうものを選択しながら、やはり起債を起こしていくべきではなかろうかと思っております。

まず、町債の内訳であります。本年度合併特例債で 6 億2,880万円、一般公共事業債で1,610万円、過疎債で1,130万円、臨時地方道整備債で2,260万円、一般単独債で1,720万円、防災対策事業債で360万円、臨時財政対策債で 4 億10万円、減税補てん債で2,020万円、茨城県振興資金で3,460万円、一般会計出資債で 1 億3,900万円を予定をいたしております。

18年度末町債の合計であります。一般会計で135億円程度と考えておりますが、18年度の事業や起債の額の確定によって、若干数字としては動いていくかと思っております。

また、返済計画につきましては、償還金の長期見通し計画により毎年度 8 億円程度の起債発行自治体、支払いをいたしました結果、今年度をピークに若干減少傾向になりますが、今後の事業への取り組み等により、資産変動が予想されます。しかし、健全な財政運営に資するため、今後とも公債費比率の動向等に留意し、後年度における財政負担の軽減を図り、元利償還金に対して後年度に交付税措置のある有利な事業への配備の長期債対象企業の選択に努め、安易に財源を地方債に求めるような計画にならないようなふうに努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、国と県の補助金の額の問題であります。

国庫支出金であります。前年対比で 1 億1,700万円の増であります。大きな要因としては小松小学校屋内運動場建設関係で7,075万4,000円を見込んでおります。また、県補助

金につきましては、前年対比で3,900万円の増となっておりますが、三位一体改革により補助金等の開始を含め税源移譲等により、補助金等が年々減少が予想されますが、今後の事業実施に当たり基準制度が複雑多岐にわたっており、客観的基準がないため、少しでも有利な補助金獲得のための対策や心情を繰り広げて、財源確保に努めてまいりたいと思います。県の県単事業等の減少が大きな影響を及ぼしておるわけであります。

続きまして、人件費の問題であります。予算に対する人件費の問題であります。

平成18年度の人件費の占める割合は19.6%であります。また、平成18年度予算編成につきましては、国の三位一体改革等を踏まえまして、行財政改革を推進する観点に立って、合併2年目となる本町のもとを築き、人と自然が響き合い、ともに考える住みよいまちを基本目標としてまちづくりを起債なく進めるため、予算編成を行っております。

歳出全体としては従来 of 節約型行政改革手続にとどまることなく、ゼロペースの視点に立って全般的な事務事業の見直しを行って、また、行政のスリム分野に留意し、積極的な民間委託の推進等も視野に入れ、結果として前年度当初予算に比較して4.9%の増の編成となっております。投資的経費におきましても、76.7%の増の13億5,179万8,000円を計上し、住民生活環境の整備に直結した道路整備事業を初め消防署所設置事業、デマンド交通システム整備事業、小松小学校屋内運動場の改築事業等を計画し、さらには区長要望等に対応できるものと思っております。

なお、これらの事業を実施するに当たりましても、合併特例債を初め合併補助金、新市町村づくり補助金等を有効に活用して編成しておりますが、基金残高、公債費負担比率に十分注意し、執行に当たりましても、町職員一丸となって町民の福祉増進と活力ある元気なまちづくりに全力を尽くしてまいる考えであります。

次に、総務費の減の点であります。

この総務費が大幅に減っておるということですが、総務費の減につきましては、人件費の減が大きなものでありまして、一般職で1億6,103万1,000円の減額となっております。また、基金積立金の3,000万円の減、それと、戸籍の総合事務システムの補助事業等が17年度で終わりましたので、それが7,200万円減になっておる、それが総務費の大きな減額の要因であります。

次に、民生費と衛生費の増が今後の城里町の台所事情を圧迫しているのではないかと考えておりますが、これらにつきましては、繰出金が大きくそのウエートを占めておるわけでありまして、国保で1億2,290万3,000円、介護への繰り出しが1億8,083万4,000円、国保の施設勘定へ1億2,857万7,000円、簡易水道へ3,882万3,000円、それら一定のルールに基づいた任意の繰り出しもございますが、これらについては十分今後の課題として検討をしてみたいとこのように考えております。

次に、商工費の大きな減額となった最大の理由ということですが、これにつきましては、4月1日よりの指定管理者制度に伴って健康増進施設の管理運営委託料、これが

2億1,357万3,000円の減ということで、そのほか家族旅行村うぐいすの里、それら野外活動施設の管理費の減額が商工費の減額の主な要因であります。

次に、商工業の考え方ではありますが、非常に商工業界を取り巻く情勢は厳しいものがあります。近隣に大型の店舗ができてき、それらが集客がそちらへ寄せられていく、そういう実態は現実かなと思っておりますが、町としましては商工会の補助金、また、中小企業の振興及び経営の安定、合理化に資するための自治金融等の事業の支援、また、町への支援施設または増設した企業並びにこれらに用地を譲渡した者に対しての企業立地奨励金の交付等も予算に計上いたしております。

また、県の雇用促進事業である雇用創造の取り組みに対する支援を強化するなど、これら地域の商業の助成制度のPRを図りながら、商工業界の振興に尽くしてまいりたいと考えておるところであります。

次に、土木費の点ではありますが、昨年の要望の達成率、また、災害対策の対応をどのように考えているのかということであります。

災害対策についてではありますが、国庫補助による災害復旧事業については議員ご承知のように、最大24時間に雨量が80ミリメートル以上、時間雨量では20ミリメートル以上が災害の対象となっておりますわけでありまして、昨年はそれらの基準を超えた降雨がありませんでした。国が認めるというような災害に該当しないということではありますが、軽微な災害等につきましては、年間の維持補修工事の中で対応してまいっております。今後につきましては、一層の早い対応に向けて努力してまいりたいと考えておるところであります。

区長からの要望達成率につきましては、要望箇所151件、処理済み100件、未処理51件で、率としましては、達成率66.2%ではありますが、これら用地の問題、また、事業費の代償の問題、そういうこともございますが、未処理箇所については、引き続いて処理できるような体制を進めてまいりたいと考えております。

次に、9番目の職員数が多い本町としては委託料が多いということで、それらの具体策ということではありますが、できるだけ委託等につきましては、庁内でできるものは庁内で、これはその精神を十分に職員にも植えつけながら事業の執行に当たってまいりたいと考えておるところであります。

次に、貸付金が1,500万円、物産センターへの貸付金であると思いますが、これについてはどのようなふうになっているのかということであります。物産センターの会社といたしましては、銀行借り入れもございしますが、わずかではあります、毎年々々その返済に努めて、年々その借入金の減少傾向にはございます。また、建物につきましては、物産センター会社は、町へ返還をいたしておりますので、これらについては管理委託を受けておる開発公社で、なお有効な利用、活用ができるようなことで努めてまいりたいと考えておるところであります。

次に、老人保健特別会計の件であります。

これにつきましては、減額となっておりますが、最大の原因はどのようなことかということでもあります。また、対象人数は3月末でもって3,536人が老人保健の対象者数となっております。今回、法が改正になりまして、いわゆるこの健康保険上という前期高齢者、70歳から74歳まで、それから後期高齢者が75歳以上ということで、健康保険上からいえばそういう数字になるわけです。

一般的には65歳からが前期高齢者であります。それが70歳以上の老人保健がだんだん上がって行って、75歳から後期高齢者に入って行くわけですが、今度は国民健康保険の方が今までは70歳までだったのが、それが国民健康保険の対象分野が押し上がってくる、それが74歳まで押し上がってくるわけです。そこに下がる、いわゆる今まで抱えていた70歳以上の老人保健がその年齢を連れて上に上がって行くと、そういう減少になっているわけです。それですから、その老人保健の部分はだんだん減っていく、ほとんどふえませんが、転入でもない限り。それで、今度は国民健康保険の方の人数がその老人保健のその部分を抱え込んでいかなければならない。そういう減少の中で、老人保健の金が減っていくといいますが、人数も減っていくんですから、年々1歳ずつ上がって行って年齢が減っていくので予算そのものも減っていくと、そういうふうになっていくわけでもあります。

次に、公共下水道事業の国補の比率、それと減になっている理由であります。

1億6,163万9,000円の減につきましては、桂地区の特定環境保全公共下水道事業が18年度で完了する見込みになっております。その後は認可区域を広げるということではあります。一応事業費が減になるということではあります。

分担金、負担金で1,355万8,000円減、これは流域下水道内の区域内の算定面積の減によるものであります。国庫補助金4,110万円の減、県補助金150万円の減、繰越金523万9,000円の減、諸収入50万円の減、町債が1億2,960万円の減ということで、減額となっております。

下水道特別会計10億1,905万2,000円に占める国補の比率の割合につきましては、それを国庫補助金で全体で割り返していきますと、20.5%というふうな数字になるわけではあります。

17年度の起債の残高ということではあります。17年度末で起債残高123億3,929万3,000円です。その内訳としましては、国民健康保険特別会計で5,547万2,000円、公共下水道事業特別会計で56億4,556万5,000円、農業集落排水事業特別会計で22億6,746万9,000円、簡易水道事業特別会計で3億5,652万6,000円、水道事業会計で40億1,426万3,000円です。

なお、18年度当初予算で国民健康保険特別会計の施設勘定で780万円、公共下水道事業特別会計で3億1,910万円、農業集落排水事業特別会計で4,520万円、水道事業会計で1億5,400万円を計上しておりますので、特別会計総額で128億6,500万円となる予想であります。事業確定によっては若干の起債の額が変わるといってもございます。

まことに飛ばして申しわけありません。

歳出の中での現在の職員数の問題とその配置の問題であります。

まず、都市建設課、下水道課及び水道課の職員の人事関係であります。合併時の調整事項の中で、合併後1年経過時に組織機構の見直しをすることで調整をしております。さらには、議会解散の直接請求に伴います結果によって、本来であれば4月1日付で施行するわけでしたが、これら事情によりまして、3月1日付で機構改革をいたしましたわけであります。

都市建設課の人員15名の配置であります。従来建設課と都市計画課を1つにして、都市建設課に変更したものであります。従来建設課においては職員が11名、都市建設課が7名で18名でありましたが、これらを統合した結果、15名の配置となったわけであります。

特に予算の増減に伴って人員を配置をしておるということではございませんが、制度が変わって新たに業務が導入された場合とか、新規事業の導入の場合には人員の増という対応をしております。さらには、各課の業務のバランス、時間外勤務などそれぞれそれらを把握しながら人事管理をしておるわけであります。

なお、現在の技術職員の問題であります。技術吏員としては62名おります。建築士、測量士、土木技術管理者、保健師、栄養士、看護師、歯科衛生士、水道技術管理者等有資格者職員62名であります。1人で幾つかの資格を持っております人もいますので、それらを入れますと、延べでは87名ということになっております。

次に、書類等はスピーディに簡素化、竣工検査等の立会い等の問題等ではありますが、この大規模開発等につきましては、宅地開発に関する竣工検査の立会いということもありません。都市建設課ばかりではなくて、宅地開発に関連する関係各課等も出席をして、水道の問題とか、そういう問題いろいろ一緒に検査立会いをしておるものでありまして、それらが人数が多くなっておる要因ではないかと思っておりますが、いずれにいたしても、最小限でできるような検査体制を、そして、横の連絡をうまく取りながら立会い等もできるような方法に改めてまいりたいと考えておるところであります。

また、平成17年度計画をして執行できなかったところにつきましては、すべて発注を完了いたしております。維持工事につきましては、12地区計画し10カ所完了しており、未整備の1カ所についても地元の協力が得られず実施できませんでした。また、もう一つの未整備地区については、当初舗装工事として計画いたしましたが、検討した結果、パッキング程度の修繕で対応するということになり、これらが減になったわけであります。

ただいま申し上げました2地区については、本年度は考えておりませんが、また、合併時の測量済み箇所への対応ということであります。これらにつきましては、合併時に3地区について計画し、測量後に幅くいを入れた箇所があるようではありますが、用地の協力が得られなかったとか、相続手続ができなかったとかによって実施できなかったようなふうに聞いております。今後については、地権者全員の同意が得られれば町の整備計画にの

せて実施可能になるように努めてまいりたいと思います。

介護保険の給付費についてであります。その給付が伸びております。その要因としては高齢化の伸びであります。平成17年3月までの住民基本台帳23.6%と年々伸びておる状況であります。これら団塊の世代が高齢化を迎える中で、その傾向は続くものと予想をしておるわけであります。

2つとしては、高齢者が占める介護保険認定率の伸びが挙げられます。平成15年度に8.4%あったものが2年後の17年には9.7%となっており、また2年後の平成19年には11.4%と推計をいたしております。これら認定者の方々の利用件数が増加が見込まれる、町内あるいは周辺市町村に指定介護事業施設が整備されたことによって、身近に介護サービスが受けられることは非常に喜ばしいことではあります。これらが負担増の大きな要因となっております。

3つ目としましては、平成17年10月の介護保険制度改正によって、認定区分の変更と新予防給付が創設されますので、介護保険制度の基本理念であります自立支援によって決定するため、要介護1の方の要支援1、2と分けること等もして、認定漏れの方が要支援にならないような新予防給付事業を実施していくこととしておるところであります。

続いて、勸奨退職を行うのか、また、いつまで行うのかということであります。

平成17年度に退職なされた職員19名の方々については、本当にご協力をいただいたことに感謝を申し上げる次第であります。町としましては、合併して職員が多いからやめてくださいということはいえませんが、職員各位の高度な判断によるものであります。しかし、町としても新町における行政改革大綱の策定、定員管理等を含めた中で、国の行財政改革における地方公共団体の集中改革プラン5カ年計画の作成もあります。これらの中でも検討してまいりますが、早期退職制度であります勸奨退職制度については、従前からある制度でありますので、それらにのっとり今後とも進めてまいりたいと考えておるところであります。

次に、医療施設の対応であります。

桂診療所、七会診療所の問題であります。いつまでもこれらの対応が続けられるのかどうかということですが、先般、一般質問の中でお答え申し上げておりますが、沢山・七会診療所とも長い間地域医療の中心として運営をしてまいりました。しかし、交通機関、道路整備等に伴って、入院については廃止の方向で検討せざるを得ません。これらについては国保運営審議会に諮問をしたところであります。しかし、現在は入院施設を持っておりますので、それらに見合った基準の医師や看護師を確保していかなければなりませんので、当面はご理解をいただきたいと思います。

診療所については、地域医療のために存続の方向で進めていきたいと思っております。

次に、水道問題であります。

もともと水道事業につきましては、どの地区も企業会計で立ち上がったわけではありません。現在において市町村という公が経営する水道事業が基本であります。したがって、水道料金についても各地区の現在の供給単価、給水原価、一般会計繰出金をもって、格差はありますが、各水道加入者のご理解を得て、早急に料金統一をすることが責務と認識をいたしております。

本年4月、5月は暫定予算のため、本定例会における平成18年度予算が議会可決になれば、本6月以降に新町を一本化した適正な水道料金を早急に算出するため、将来の先行投資費用並びに機器更新等を詳細に精査、洗い出し、公営企業経営計画策定のための城里町水道基本計画書作成業務を発注して、水道事業運営審議会を諮問してまいりたいと考えております。

後に、現在の上水道事業2事業、簡易水道事業1事業を廃止すると同時に、一元化統一する城里町水道事業創設認可を取得し、水道料金の統一を図っていく考えであります。

また、石塚地区への水不足については、石塚系計画1日最大配水量3,800立方メートルのうち那珂川からの取水許可水量が暫定取水量を含め1日3,645立方メートル、それに対応する配水能力は1日3,500立方メートルであり、平成17年度実績1日最大配水量は3,600立方メートルの日が2日ほどありますが、それらの不足100立方メートルは小松系から送水をしてしのいでおるので、議員さんご質問のとおりであります。

小松系からの石塚系の対応応援送水量は1日1,200立方メートルですが、昨年度の水不足水量100立方メートルと対比しますと、約1,000立方メートルの余裕があるように見えますが、石塚地区系取水量が県の藤井川ダム再開発事業が竣工して、城里町としては計画取水量の安定水利権を取得しないと、石塚系は給水人口が伸びておりますので、小松系から応援給水が余計に必要となっております。

そのような中で、勝見沢地区の大型団地開発が計画の中にとんざし、これらの余剰水が出たことにより、先行投資資金の回収に加えて先般の旧七会地区水道未普及地域への送水事業の実施を国へつないだわけですが、先行投資による余剰水発生が何年も続くと水道事業費の収支のバランスが崩れることとなります。議員さんご質問のとおり、限りあるかけがえのない水資源にかかる井戸の用地を提供していただいた方々のご理解があったからこそ現在の社会基盤の根源となる水道事業があり、町民の生活、産業基盤の基礎である現在があるものと理解をいたしております。

また、消防防災施設の一つである消火栓整備のための配水管増設については、道路改良事業及び消防行政と一緒に配水管の布設、造型と同時に対処していく考えであります。

合併協議会の中では、三、四年度を目途に統一するという進めておりますが、それら事業計画の中で、水道審議会へ諮問して19年度中に計画ができるように努力をしております。

水道事業につきましては、総括してお答えを申し上げたわけでありませ

続きまして、委員報酬の問題であります。

金額の算出基準はどうなっているのか、また、他の町村と財政指数等々比較した案なのか、また、委員報酬が出る場合と出ない場合の違いということでありませ

現在、各種審議会等で報酬を支払う数は74件ございます。町でお願いしております各種審議会等の委員さんの日額報酬ですが、合併時の事務事業の調整の中で、旧3町村の報酬を対比し、さらには県内類似団体の調査をして現行の金額に制定をしたものでありませ

なお、3町村の従前の金額よりは低い金額になっております。

県内の各市町村の状況であります。例を挙げますと、総合計画審議会委員の報酬であります。水戸市を対比しては申しわけありませんが、水戸市は7,000円、最低が4,000円、本町は4,000円であります。平均して4,000円から7,000円ぐらいの間で支給をしておるとい

また、報酬が出る場合と出ない場合、町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例に規定されているものについては、報酬を支払うということになっておりませ

続いて、臨時・嘱託職員の件であります。

臨時・嘱託職員のどのような考えを持っているのかということでは、正職員が退職していく中で、なぜ臨時職員及び嘱託職員を採用するのかということでは、本年度から桂図書館、コミュニティセンター等では臨時職員を廃止、嘱託等については正職員に切りかえております。ただし、清掃用務員、公文書の配達員、各小・中学校の給食パート職員、給食センターの調理員等につきましては、現業職員でありますので、いわゆる就業規則適用職員の業務になりますので、対応できる職員数が足りないということで採用して

なお、採用に当たりましては、公募によりまして面接試験をいたして採用しているとい

就業規則適用職員については、現在12名おりますが、そのような中、一般行政職を各小・中学校に用務員等の職種になるのかと思っておりますが、配置できないという考えでありませ

続きまして、臨時職員数、臨時職員の内容についてであります。

平成18年4月1日現在の嘱託及び臨時職員数であります。嘱託職員、町長部局15名、教育長部局14名、計29名、臨時職員町長部局16名、教育委員会部局39名の計55名、なお、嘱託職員が8時間勤務で、臨時職員についてはパート勤務になります。

次に、業務であります。総務課の嘱託職員5名ですが、公文書配達4名と本庁舎の用務員1名であります。都市建設課の嘱託職員1名ですが、登記事務を担当しております。保育所の嘱託職員6名ですが、保育士が3名、調理員が2名と、常北保健福祉センターの清掃用務員1名であります。七会診療所の嘱託職員3名は、それぞれ運転業務、給食業務、看護師業務であります。

次に、町長部局の臨時職員ですが、保育所の子育て支援センターの保育士として2名、放課後児童健全育成事業指導員として8名であります。沢山診療所に運転士1名、看護師2名、七会診療所に清掃用務員1名、宿日直代行員として2名雇用をいたしております。

教育委員会部局の嘱託職員は14名、いじめ教育相談業務であります。常北給食センターに4名、桂給食センターに2名、七会給食センターに1名、それぞれ調理員としております。七会東小学校のスクールバス運転手及び給食運搬業務として1名、常北公民館清掃用務員として1名、不登校児の適用指導員として2名の計14名であります。

次に、臨時職員ですが、コミュニティセンター城里日直代行員2名、常北公民館日直代行員1名、桂公民館日直代行員2名、常北公民館の施設内外の清掃用務員1名、桂、坪、岩船地区公民館のかぎ管理人2名、常北給食センター調理補助員として4名、桂給食センター調理補助員として4名、七会給食センター調理補助員として1名、各幼・小・中学校に給食補助員として20名、小松小学校に障害児の生活指導補助員として1名、七会中学校に帰国子女への日本語語学指導員として1名の計39名の臨時職員を採用をいたしておるわけであります。

次に、それらの採用基準はどのような方法で行っているかということであります。

臨時職員等の採用につきましては、現在公募によって応募があった方々に対して面接を行って、採用を決定しておるところであります。採用基準としては、特に基準は設けてありませんが、一般的にいわれます健康で明るく責任感のある方を採用しておるところであります。このような面接で判断をして採用をしておるところであります。

次に、だれがそれらの職員を指揮管理をしておるのかということありますが、臨時職員等に採用後は、町職員服務規程等を準用することになっております。第6条の出勤簿及び第7条の遅刻・早退等の取り扱いでございますが、それぞれ所管課の課長が決裁をして管理をいたしております。

次に、それらの職員に対する教育はどのようにしておるかということですが、物品の管理、そういうものは役場なり公共施設でなくても、これは身の回りのものはその者自身がやるということは当然のことです。一般的な常識であるかと思いますが、勤務時間中の自席物品の整理整頓等についても、それらの指導監督は所管課長が直接行っておりますが、なお一層それらの再認識をしていただくような方策をとってまいりたいと考えておるところであります。

次に、臨時職員は地公法の22条第5項の規定による任命者は緊急の場合6カ月を超えない期間で云々ということがありますが、各課ともどのような場合を緊急性というのかということではありますが、なかなか難しいところではありますが、基本的には災害、その他重大な事故のため地方公務員法に定められた職員の採用等の任命までの期間とか、その職員の職を欠員にしておくのはできない場合とか、また、1年以内に廃止されることが予想される臨時の職に関するときとかなっておりますが、現実においては、議員さんご指摘のように、合併いたしまして、職員が多いから臨時職員から正職員に切りかえられないかというご指摘もありますが、先ほどご答弁申し上げましたように、事務補助につきましては、正職員に切りかえましたが、現業部門につきましては、切りかえが難しいという状況が現実であります。これらのことから緊急性ということで、必要不可欠な箇所については臨時職員等を採用しておるのが実情でございます。

以上で、ご答弁を終わらせていただきたいと思います。

議長（小林 宏君） ここで、答弁整理のため、暫時休憩いたします。

午後 3時57分休憩

午後 4時11分開議

議長（小林 宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

執行部の答弁からお願いします。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 先ほどの臨時職員・嘱託職員の数であります。内訳については申し上げましたが、総計では、嘱託職員29名、臨時職員55名、合計84名であります。

議長（小林 宏君） 12番松崎信一君。

〔12番松崎信一君登壇〕

12番（松崎信一君） それでは、1回目35分だそうですので、2回目の質問をさせていただきます。

まず、(1)の平成17年度の一般会計、特別会計の予算の執行に伴う反省としましては、先ほど町長が申し上げたように、何分不用額が出た件が多くありました。合併時のどたばたの最中なのでこれはしょうがないとしましても、余りにも多いような気がいたしました。そして、足りなくなったら補正を組むと、これは余り褒められることではないのではないかと私はそのように思います。

先ほどもご答弁にございましたが、町税の一環としましては、この納税をする方への配慮も考えていただきたい。とかく子供さんとお年寄りの方に目に行くことが多いことではありますが、現在、団塊の世代ということをいわれていますが、働き盛りの方への対応、そういうことも考えていただきたいなど。そのような中、一つは私の考えでは、商工業者へ

の配慮にも町長、ぜひ考えていただきたい。商工会においても昨年と同じ予算であります、40%減の。商工会におかれましては、中古車の40万円の軽トラックを買ったそうであります。そういう中でありまして、先ほども申し述べましたが、本町は今度480万円で新車を3台買うというようなことございました。その辺についても十分に考えていただきたいなど。そして、これも農業問題におかれましては、とにかく農業に魅力があるような施策、例えば若い人が農業に魅力があると、それはどういうものかと、担い手になってもらうと、そういう農業対策、今は相当草ぼうぼうのところがたくさんありますが、この優良農地の対策なんていうのもやはり行政で手ほどきをしてあげるのも一つの方法かなと私は思っております。

そこで、一つの質問をさせていただきます。

補正予算のあり方ということ町長にお伺いをいただきたいなと思っておりますが、私が勉強不足かどうかわかりませんが、補正予算とは緊急性を用いるのが補正予算と私は聞いております。3月のときに予算を組みまして、必要性があるものを無理して削除して6月に補正予算と、そういう考えは余り好ましくないかなとそういうふうに思っておりますので、この補正予算のあり方について町長のお考えをお伺いしたいなと、1点目思っております。

次は、2点目にいきます。

町民のための大切な本年度予算でありますので、各課とも町長がおっしゃるとおり慎重審議を行っているわけでありまして。今回のこの質問におかれまして一般質問も、9名中5名の方が教育問題にご質問なさる予定でありますね。本来の教育優先の町というように戻ってきたのかなと、そういうふうに私は考える次第であります。

その際に、私2点目としまして、自分の課で執行する事業の、町長は先ほど町債の内容についてはおっしゃっていただきましたが、町債の内容が各課の課長さんが、課長補佐さんがなかなかご理解していない。横のつながりというのはどういうものなんだと。せめて自分の課の事業を行うのに、町債の内容ぐらいは把握してもらいたいなと私は思っています。例えば、自分の家を新築するのに借金が幾らくらい必要なのかとか、頭金が幾らなのかというようなことと私は同じだと思っております。それがわからないというようなことでは非常に困りますので、その辺の横のつながりの対応について、町長のお考えを2点目お伺いしたいなと思っております。

3点目ということですが、3点あたりにしてくれという意見もありますが、3点目としまして、私はこれも一つの反省しなければならない点にあるだろうと思えます。

今は一つの課にばかり権限が集中しておりますね。このことが弊害になっているのではないかなと。ある程度のことは各課に任せてもいいのではないかなと思うんです。書類関係などでは、国とか、県とかというようなところは、先ほども飯村議員さんから出ましたが、遅いものがあります。それと簡素化にスピーディといわれる、これは今そういうふ

うに行っているんですね。今の状況はより難しく難しく、書類は他の町村に比べ非常に多過ぎるような気がいたします。その辺の対応を町長にお伺いしたいなと思っております。

それから、4つ目としましては、18年度分の予算についてですが、これは金長町長就任以来、2年目であります。金がない金がないと言っていたとおり、去年は町民に我慢をしてもらったことはだれしも理解しているはずであります。そして、2年間の町債の合計額が、また数字を言うと頭が痛くなるかわかりませんが、21億1,290万円であります。この合計の認識については、事業するからこれはしょうがないということになっておりますが、この額です。先ほども言いましたが、商工会は40万円の中古車なのに、480万円もの新車自動車を購入が本当に必要なのかどうか、必要ならば私もこれは結構です。事実モーターグレーダーというのがあります。

私はいつも見ているんですが、ことしの大雪の際には、車庫の中にほこりをかぶってまして、いざというときに活動ができるのでしょうかというような疑問がありました。この維持管理面、これは適切かどうか。以前は、用務員の方が日曜日もあるいは緊急災害のときも、黒い車の中に乗っているだけではなくて、雪かきとかそういうところに出た経緯があるんです。その辺が今後対応していただきたいなと、町長に思っております。

続いて、これはどうしても言わなければならないんですが、水道料金の件でございますが、これは町長、要望しておきます。これは早い段階での調整をしてもらいたい。これはいろいろな諸条件はわかります。ただ、台所を預かっているお母さん方は理解に苦しみます。特に旧常北、七会地区の住民の方に納得してもらうためには、時間がかかるのではないかなと私は思っております。

それから、旧常北地区においても、いまだに私が調査したところによりますと、石綿の水道管が約11キロメートルもあると。これから布設がえもやらなければならないと思うし。それから桂地区においても、現在は料金が安いかわかりませんが、将来、いろいろな器具類の交換などで一挙に料金が上がる可能性が私はあるだろうと思っております。そういう不安があります。このような心配は町長、しなくていいのかどうか。だから、一刻も早い統一を私は望んでいるわけでありまして。この件についてもお伺いしたいなと思っております。

それから、この3の委員の報酬につきましては、いろいろほかのところで精査していると、とにかく大変だと思えます。町長には決断していただきたいなと思っております。委員の報酬が出る委員会と出ない委員会との調整というようなこともありますが、この委員の選出にももっと工夫していただきたいなと思っております。

今委員の報酬額引き下げを条例改正した場合でも、ここにいらっしゃる議員さんも、きょうは傍聴はおりませんが、傍聴している町民の方も、だれ一人文句を言う方は今いないはずであります。今この時期しかないはずであります。早急に対応してほしいなと私は思っております。町長のご決断を再度お伺いしたいなと思っております。

それから、これで最後になります。

4の臨時職員の件につきまして、私が言うまでもなく町長は一番わかっているでしょうが、できるだけ正職員で対応していただきまして、先ほどもおっしゃっていましたが、自分たちでできるものは委託委託と考えるので、設計などは自分たちで行うと。そして、昨年、本町の大先輩方が団塊の世代などといわれて自主退職なされました。この職員さん方はだれのためのご英断をしてくださったのか、これは町民のためではないかと私は思っております。その人たちへの配慮をすればできるはずであります。84名の臨時職員さんの方もおのの皆さんやっていることは私もわかっております。ただ、昨年そういう思いでご退職なされた方への配慮を十分にこれは町長ばかりではありませんで、執行部の皆さんにも認識していただきたいなとそういうふうに私は思っておりますが、その辺についても、その辺は町長はもう痛いほどわかっていると思います。ただ不安なのは、次の順番は私かなというような不安になっている方が何人かいらっしゃるというふうに聞いております。そういう不安を取り除くような行政改革を町長にはやっていたきたい、こういうふうに私は本当に。その件につきまして、今挙げました質問をいたしまして、約束どおり2回の質問で、本来は3回目をやるんですが、2回で終わりにしたいと思っております。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 松崎議員の2回目のご質問にご答弁を申し上げたいと思っております。

第1点目の昨年度不用額が多かったというふうな意見と増税への配慮、町民への配慮、そういうものをしながらやってもらいたいということではありますが、私といたしましても、町民の所得が上がるということが、それがやはり税収につながって、それがまた町へ返って、それが消費につながると、そういうリンクしていくような世の中にしていきたいとそういうことを基本的には考えているところであります。

特に先ほども申し上げましたように、商工業者等につきましては、大型店舗の近隣への構成、そういう中で非常に厳しい環境にあると思っております。また、農業者につきましても、平成19年から大きな改革が来ておるわけです。そういう中で、認定農業者、また、集団営農、また、大面積の耕作をしていかなければ立ちいかないと、そういう時代でありますので、そういうことも十分総体的に見ながら進めてまいりたいと考えております。

また、補正予算等につきましては、当初の財源見通しに不安があって、歳入を見込めなかった部分もあるのかなと思っておりますが、そういう財源見通しをしっかりとしながら、歳出を組んでいくということが肝心かと思っておりますので、そういう点については来年度予算の補正等についても考慮してまいりたいと考えております。

次に、町債の内容等について、職員等も徐々に理解してほしいということでもあります。議員おっしゃるとおり、自分の家がどういう金でどういうふうに住んでいくのかということが、中へ住んでもわからないということでは困ります。私としても困りますので、職員

にも十分そういう教育を徹底するように各課課長、管理職、そういうものを通じながら教育に当たってまいって、職員の横のつながりをもちながら町民福祉のために頑張ってもらいたい、そういうふうに考えておるところであります。

次に、3点目ではありますが、これは各課へ任せるということではありますが、やはり一つの枠と申しますか、そういうこともありますが、お互いの共通理解の中でそういうものを取り払いながら、これはそっちでやってくれ、これはこっちでやれよと、そして、やはり町民もスピーディな行政手法というものを望んでおるわけですから、そういう中で、たらい回しな点とか、そういうことがないようなふうに努めていただきたいと考えているところでもあります。

次に、自動車の購入の件もありますが、480万円、軽自動車4台という予定ではありますが、やはり私も普通車を廃車をして軽自動車に切りかえました。役場全体の総排気量を私は減らしている部類だと。地球温暖化の中で、例えば1万CCあるならばそれを目標数を8,000CCにするとか、そういう台数を減らすということも肝心ではありますが、私は総排気量をどうやって減らしていくか、そういうことも肝心の考えだろうと思いますので、そういう視点に立ちながら自動車を購入と、そういうことに当たってまいりたいと考えておるわけでもあります。

続いて、水道料金の問題ではありますが、総括にご意見を伺いましたが、水道審議会等の意見も聞きながら、確かに今安いからいいということではありません、また、どこまで合理化をしていけばもう少し安くなる、そういう部分もあるかと思いますが、そういうことも視野に入れながら、料金の統一に向けて準備をしてまいりたいと考えているわけでもあります。

次に、委員の報酬の問題ではありますが、先ほども申し上げましたが、委員さんそれぞれ74の審議会もございまして。そういう中で、来年度予算編成の中で十分に検討をしてみたいと考えておるところであります。

また、臨時職員の問題ではありますが、ただいまのご意見は十分に踏まえながら、職員でできるものは職員で、そういう精神を發揮しながら対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

議長（小林 宏君） 以上で、12番松崎信一君の一般質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は議員控え室にお集まりくださるようお願い申し上げます。

午後 4時30分休憩

午後 4時52分開議

議長（小林 宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

散会の宣告

議長（小林 宏君） 本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日29日と30日は休日のため休会とし、次の本会議は、5月1日月曜日午前10時に本議場において開会し、通告第7号、8番南條治君の一般質問から入りますので、開議10分前までに時間厳守の上ご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 4時53分散会